

NEW ZEALAND NOTES

ニュージーランド・ノート

第 15 号

2013 年 3 月 29 日発行

【巻頭言】

今、ニュージーランドから学べること・・・・・・・・・・武田真理子 1

【ニュージーランドの行政】

ニュージーランド地方自治体の負債管理政策－財政規律の視点から－
・・・・・・・・・・高橋 範行 4

カンタベリー地震の復興行政と公的部門改革－2012 年の動向を中心に－
・・・・・・・・・・和田 明子 27

【ニュージーランド研究所創立 10 周年記念シンポジウム】

<基調講演> 「小さな大国」ニュージーランドの教えるもの・・・・・・・・・・39
－ニュージーランドが世界に先駆けて辿り着いた地点－

・・・・・・・・・・小松 隆二 41

<パネル・ディスカッション>

震災とエネルギー問題・・・・・・・・・・ステファン・コーベット 48

非核政策・・・・・・・・・・高橋 康昌 56

マオリの文化的資源・・・・・・・・・・澤田 真一 61

行財政改革・大学改革・・・・・・・・・・水田 健輔 68

【ニュージーランド短期語学留学報告】

ニュージーランドが教えてくれたこと・・・・・・・・・・須藤 早貴 77

New Zealand に支えられて・・・・・・・・・・千葉すずな 82

ニュージーランド体験記・・・・・・・・・・山田 晃大 87

インターンシップで学んだ自分の無力と人の優しさ・・・・・・・・山本 美咲 92

【研究所から】

『ノート』メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98

NEW ZEALAND NOTES

Vol.15

March 2013

【Opening Remarks】

What we should learn from New Zealand now . . . Mariko TAKEDA 1

【Public Management in New Zealand】

Liability Management Policy in New Zealand's Local Governments:

From a Viewpoint of the Fiscal Discipline . . . Noriyuki TAKAHASHI 4

Policy on Recovery from the Canterbury Earthquake and Public Sector Reforms:

Trends in 2012 . . . Akiko WADA 27

【10th Anniversary Symposium of the Institute for New Zealand Studies】

<Key Note Speech> What New Zealand Has Taught Us

. Ryuji KOMATSU 42

<Panel Discussion> Earthquakes and Energy Policy

. Stefan CORBETT 48

Anti-Nuclear Policy in New Zealand

. Yasuaki TAKAHASHI 56

Cultural Resources of the Maori

. Shinichi SAWADA 61

Where Have Administrative Reforms in New Zealand

Been Heading? Kensuke MIZUTA 68

【Reports from Students on the Study Abroad Programme in New Zealand】

What New Zealand Has Taught Me Saki SUTOH 77

Support from People in New Zealand Suzuna CHIBA 82

My Experiences in New Zealand Akihiro YAMADA 87

What I learned from the Internship Misaki YAMAMOTO 92

【From the Institute for New Zealand Studies】

Notices 98

【巻頭言】

今、ニュージーランドから学べること

武田真理子（東北公益文科大学准教授）

東日本大震災から 2 年が経過した。避難をされている方々は未だ 30 万人を超え、大切な家族、友人を失った悲しみも癒えぬ中、それぞれの地で生活再建の道を探られている。

ニュージーランドは日本と同じく 2010 年 9 月、2011 年 2 月のクライストチャーチ市近郊における大地震から復旧、復興に取り組んできた国である。特に 2011 年 2 月の地震では日本人留学生 28 名を含む 182 名が犠牲となり、歴史のある美しいガーデン・シティは壊滅的な被害を被った。被害総額は約 1 兆円、人口が 430 万人のニュージーランド経済にとっては GDP の約 8% を占めるほどの規模であった。政府のその後の対応や復興行政の内容については、本号掲載の和田論文に詳しいので是非お読み頂きたい。

日本とニュージーランドの単純な比較はできないが、現時点で、ニュージーランドにおける震災復興プロセスからは以下のポイントを確認することができると考えている。一つは官民のあらゆる主体の協働と合意形成が不可欠であること、二つ目は住民の主体的参画による地域コミュニティの再構築から復興が実現するということ、そして三つ目は上記のことを実現するために、情報共有、透明性、アカウンタビリティ、尊重、信頼関係の構築が社会全体で共有すべき重要な価値であることである。ニュージーランド政府は 2012 年 4 月にカンタベリー地震復興法を制定し、同法に基づいて策定された「復興戦略」の中で以上の三つの

ポイントを明示し、復興プロセスの指針を市民と共有している。また、クライストチャーチ市もあらゆる方法で市民の意見を反映しながら「クライストチャーチ市中心市街地計画」を策定している。

政府や自治体だけでなく、市民も積極的に復興プロセスに参画している。朝日新聞社「WEBRONZA」のクローディア真理さんの記事によると、市民同士が様々な提案や意見を述べ合い、それをサポートする組織や個人と情報交換を行うための市民 NPO「Ministry of Awesome」、「被災地を独創的な方法で活性化していこう」という考えの下、更地を市民の交流やイベント・スペースに変えて行く市民活動「Gap Filler」、若い世代が復興ボランティアに参加するきっかけをつくるための「The Concert」(Time Bank New Zealand) など、ニュージーランドらしい様々な市民発意の工夫が行われている。

これらの復興プロセスにおける官民双方の取り組みは、ニュージーランド研究者にとっては大変理解しやすい動向である。何故ならば、ニュージーランドが建国以来、育んできた市民社会、或いは 1980 年代以降の行財政改革を経て構築してきた政府・行政システム、2000 年代以降特に力を入れてきた地域コミュニティをベースとした官民の間の信頼関係の構築や協働の推進など、ニュージーランド社会が目指してきた方向性と同一であるからだ。東日本大震災後の日本では、改めて「いざという時のために日ごろが大切だ」ということが言われるようになっているが、その点から、今こそニュージーランドから学ぶべきことがある。

この思いは筆者だけでなく、本学ニュージーランド研究所の初代所長である小松隆二先生をはじめ、日本ニュージーランド学会の先生方、本研究所の研究員が共有しているものである。昨年 6 月に日本ニュージーランド学会との共催により本学で開催した「ニュージーランド研究所創立 10 周年記念シンポジウム ニュージーランドの教えるもの：日本は

ニュージーランドに何を学ぶか」、そして昨年 7 月に日本ニュージーランド学会と本研究所の編著として刊行した『「小さな大国」ニュージーランドの教えるもの－世界と日本を先導した南の理想郷－』（論創社）はいずれも以上の趣旨に基づいている。

今後はより発信力を高めて、ニュージーランド研究を東日本大震災後の日本社会のため、東北各地の地域コミュニティの復興、発展のために役立てて行ければと思う。

ニュージーランド地方自治体の負債管理政策

－財政規律の視点から－

高橋範行（関西学院大学大学院経営戦略研究科博士課程後期課程）

1. はじめに

わが国では1990年代初めにバブル景気が崩壊し、以降現在にわたって経済成長が長らく停滞する状況が常態化している。その中で政府や地方自治体は、景気を下支えしようと度重なる財政出動を行ってきた。その結果、政府や地方自治体が抱える債務は確実に増大している。一方で、欧米諸国を中心としてニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の一環で公的部門会計の現金主義会計から発生主義会計への移行が進められたが、そのことと同時に財政指標としてのデータ源としても活用が図られてきた。なかでもニュージーランドの公的部門には1990年代前半に世界で最も早く発生主義会計が導入され、20年以上にわたって改革が押し進められ一定の成果を上げてきた。財務諸表を基にした財務管理についても豊富な実績がある。わが国においても公的部門の資産・債務改革の必要性が指摘され公会計改革の議論が進む中で、ニュージーランドの事例を分析することは大きな意義がある。

本稿では、ニュージーランドにおける財政規律政策の中でも地方自治体の負債管理に焦点を当てる。第2章でニュージーランドにおける地方行政の仕組みについて簡単に確認した後、第3章ではニュージーランド地方自治体における負債管理政策と財政規律との関係について取り上げる。第4章ではその負債管理政策に少なからず影響を及ぼしていると思われるニュージーランド地方自治体財政機構（LGF A）について触れ、最後に発生主義会計導入に起因する問題などに言及しながら今後の研究課題についてまとめている。

2. ニュージーランドにおける地方行政の概要と変遷

まず、ニュージーランドの地方行政について概要を確認する。ニュージーランドの地方自治体には「基礎自治体（territorial authority）」と「広域自治体（regional council）」、それに「統合自治体（unitary council）」がある。基礎自治体はわが国の市町村に相当する自治体で、2013年3月現在で61の地域自治体が存在する。基礎自治体には呼称として「シティ」と「ディストリクト」とがある。シティの要件は人口50,000人以上であることだが、シティとディストリクトとの間で権限の差はない¹。広域自治体は11あるが、基礎自治体の上位団体ではなく並列的關係にあり、

基礎自治体とは異なる機能を補完的に果たしている²。わが国の都道府県と類似するが、基礎自治体が複数の広域自治体にまたがって存在する例があるなど、わが国と異なる点も多い。また、統合自治体は基礎自治体と広域自治体の両方の機能を兼ね備えており、6自治体存在する。

ニュージーランドにおける国と地方の業務配分はわが国とはかなり異なる。わが国に比べて中央政府の業務範囲は広く、わが国では地方自治体が行うような教育・社会福祉・警察・消防の業務を中央政府が行っている。一方で基礎自治体では道路・公園・スポーツ施設・図書館等の整備・管理、水道やゴミ処理の運営など、ハードに関連した業務が多い。広域自治体の業務は環境保全等に限定されている。財政規模や人員の点から見ても、公的部門全体に占める地方自治体の歳入及び歳出の割合は約7%、職員数の割合は8%未満といずれも小さく³、わが国に比べてニュージーランドの地方自治体の規模と業務範囲は限られていることが分かる。このことについて和田は「総人口が約400万と少ないため、国が直接業務を担当しても比較的国民に近い行政が展開できる⁴」と分析している。

また地方自治体の歳入内訳を確認すると、年間歳入の57%を資産税(Rate)が占めており、以下財・サービス提供対価(19%)、

中央政府からの補助金（11%）と続いている5。このように地方自治体の自主財源が約9割を占めており、財源を国には依存していない。ニュージーランドの地方制度には、「地方自治体はその財源の大部分を自ら調達する責任を負う」という基本原則がある。1985年度には中央政府交付金が地方自治体歳入の20%を占めたが、2001年度には10%まで縮小しており、中央政府から地方自治体への交付金の割合は長期的に見ても減少傾向にある6。

このような地方行政の仕組みについて、国・広域自治体・基礎自治体の各政府において、自らの担当業務を国などからの統制を受けずに自ら実施できる態勢が整えられているため、それぞれの政府レベルで主権者である国民の意見を反映した行政を実施することができるのであると和田は結論づけている7。

以上のようにわが国とニュージーランドにおける地方行政制度にはさまざまな違いがある。ニュージーランドにおける地方自治体の諸制度について研究・考察する場合にはここで述べたような相違点を常に考慮する必要がある。

次にニュージーランドにおける公的部門改革の経緯について、主に地方の財務分野を中心に概観する。

OECD諸国の中でも高成長の国の1つであり、水準の高い社会保障制度を作り上げたニュージーランド経済が悪化に転換する

契機となったのは1973年のイギリスのEC（ヨーロッパ共同体）加盟と、同時期に起こった第1次石油ショックであった。その後1984年に至るまでニュージーランド経済は悪化の一途をたどったが、同年の総選挙でそれまでの国民党政権に代わってロンギ労働党政権が誕生し、一連の改革が始まった⁸。始めに政権が改革に取り組んだのは規制緩和や税制改革など民間経済部門の活性化であり、公的部門改革に乗り出したのは1987年に再選された2期目からである。民間部門のことは民間に委譲し小さくなった公的部門に、市場原理をはじめとする民間部門のマネジメントの原理を導入することによって、効率的で効果的な行政運営を目指す改革であった⁹。その一環として、地方自治体の事務、組織構造、財源、運営責任その他の地方制度全般に渡る抜本的な見直しを行った。すべての改革案は約1年という短い期間で策定及び法制化され、そのほとんどは1989年11月に施行された。

この改革の財務面におけるポイントは、発生主義の会計原則を導入したことである。地方においても1989年地方自治改正法で、公共部門の財務状況を的確に把握するために、発生主義会計の採用、貸借対照表の作成、資産の減価償却の導入など、GAAP（Generally Accepted Accounting Principles：一般に公正妥当と認められた会計原則）¹⁰に則った会計を行うことを地方自治

体に義務付けたのである¹¹。

また、1996年には地方自治体の財政運営に関する地方自治法が改正され、「長期財政戦略」、「資金調達方針」、「投資方針」、「借入管理方針」の作成・公開が各地方自治体に義務付けられ、財政におけるアカウンタビリティ及び透明性の強化が図られた¹²。ここに至って現在につながる財務管理の考え方が現れ、2002年に新たな地方自治法が制定され現在に至るのである。

3. 財政規律と負債管理政策

前述したようにニュージーランドの地方自治体は自らの責任において財源を調達し施策を実施することが原則となっているが、このような条件下における地方自治体の財政規律と負債管理の仕組みを見ていく。

大森は「一般に、国や地方政府の財政状況の悪化は、毎年の財政赤字と発行した公債等の蓄積に伴う債務残高という形で顕在化する」と指摘し、財政規律を向上させるために各国ではフローとストックに関わる財政指標を設定し、財政の持続可能性を図ろうとしてきたと述べている¹³。第1章及び前章で述べたように、ニュージーランドでは中央政府だけではなく地方自治体にもG A A Pに基づく発生主義会計が導入されている。したがって、財政

指標についても発生主義に基づいたデータとなる。

公的部門に発生主義会計を用いることの利点は多く指摘されている。社会経済生産性本部は「資産と負債の適切な管理、アウトプット予算 1 4 による予算目的の明確化、資金集中による資金運用収益の上昇、発生主義による財務諸表による予算統制の有効性など」がニュージーランドにおいて評価されたとしている 1 5 ほか、石原は「現金残高とそのフローしか管理できない現金主義会計ではなく、資産や負債などのストック情報を把握し、現金フローの情報だけではなく、コストに関するフロー情報を正確に提供できる会計方式を採用すべき 1 6」とし、発生主義会計の有用性を取り上げている。また鈴木は「従来、年度ごとのフローの問題ばかりに焦点を当て過ぎた嫌いがある 1 7」と指摘し、フローとストックの両面を把握し評価することの重要性を強調している。ここに、財政規律の中でも負債管理の仕組みを考察することの意義が見いだせる。

ニュージーランド地方自治体における財務管理の仕組みを見てみると、2002 年地方自治法 (Local Government Act 2002) に第 6 章第 3 部として「財務管理 (Financial Management)」の項目が設けられている。この項目の冒頭には「均衡予算原則 (Balanced Budget Requirement) 1 8」が謳われているが、長期的視点でサ

ービス水準を達成・維持するために必要な場合等に業務収益と業務費用に差異が出ることも容認されている。この均衡予算原則の例外について水田は『長期計画で約束したサービス水準』や『世代間負担の公平性』を守ることが、一定の条件の下では均衡予算の編成に優先するとされている19」と説明している。

このような理念を踏まえて地方自治体は「財務戦略 (Financial strategy) 20」や「財源・財務政策 (Funding and financial policies) 21」を「長期計画 (Long-term plan) 22」の中で定めなければならない。財務戦略では、財務的に重大なインパクトを与える可能性のある要因、定量的な制限値 (税率、税率の引き上げ幅、借入)、上記制限値のもとでのサービス提供能力、借入の信用力を保証するための方針、財務的投資の目的と収益目標などを定めることが求められている23。また、財源・財務方針ではいくつかの分野別の政策を定めなければならない、その中に「負債管理政策 (Liability management policy) 24」が含まれる。内容としては定量的な「財政目標」として債務負担の許容水準などが定められている25。

表1はニュージーランドのベイ・オブ・プレンティ地方に所在する6つの基礎自治体における負債管理政策の実例である。

表 1 ベイ・オブ・プレンティ地方 6 自治体の負債管理政策

	人口	面積 (km ²)	2012 年 6 月 末負債残高 (千 NZドル)	純債務 ／総収益	純利息負担 ／総収益	純利息負担 ／資産税収益	流動比率
ウェスタン・ベイ・ オブ・プレンティ・ ディストリクト	45,700	2,120	155,508	<220%	<20%	<25%	>110%
タウランガ・シティ	116,400	168	416,655	<250%	<20%	—	>110%
オポティキ・ディス トリクト	8,710	3,098	5,436	<120%	<10%	<15%	—
ファカタネ・ディス トリクト	34,400	4,441	47,445	<150%	<15%	—	>110%
ロトルア・ディス トリクト	68,700	2,614	150,975	<180%	<15%	<20%	—
カウエラウ・ディス トリクト 26	6,900	22	18	—	—	—	—

出典：各自治体の長期計画（負債残高の数値はニュージーランド
地方自治体財政機構の資料）を基に筆者作成

自治体がそれぞれ目標を定めており使われる指標も多少異なる

が、この表から分かることはオポティキ・ディストリクトにおける指標が最も厳しく、この地域の最大自治体であるタウランガ・シティにおける指標が最も緩いということである。このことは逆に、カウエラウ・ディストリクトを除いた5自治体の中で財政状況が最も良いといえるのはオポティキ・ディストリクト、最も悪いといえるのはタウランガ・シティであると推測することができる。

わが国においても、地方自治体の財政健全化に関する議論ではストック指標を充実する必要性が指摘され、現在の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「地方自治体財政健全化法」という。）によるフレームでは「将来負担比率」の指標が取り入れられている。将来負担比率とは、地方自治体本体等に加え幅広く公営企業や第三セクターなどまで含めた「債務の重さ」を表す判断基準であり、地方自治体における連結ベースでの債務のストック指標といえる。しかし、将来負担比率の指標にはいくつかの課題が指摘されている。第一に、将来負担比率に反映されているストック情報が不十分かつ不確実であることである。将来負担比率の算出根拠は地方財政状況調査資料（決算統計）を主に基としており、一方で整備が進められている新地方公会計による財務書類4表をベースにしているわけではなく、ましてや発生主義ベ

ースの貸借対照表を基にしているわけでもない。決算統計におけるストックに関するデータは発生主義ベースの貸借対照表から得られるデータと比較して不十分である。第二に、指標の正確性を担保するものが不十分であることである。将来負担比率も含めた地方自治体財政健全化法に基づく財務4指標の値はそれぞれの数値を良く見せるための対策を行うことが可能であると青田は指摘している²⁷。したがって将来負担比率の指標を用いての負債管理には限界があるといえる。

4. ニュージーランド地方自治体財政機構（LGF A）

表2は、ノースランド地方に所在するカイパラ・ディストリクトの負債管理政策における負債割合及び上限を示している表である。

表 2 カイパラ・ディストリクトの負債管理政策

	純債務／ 総収益	純利息負 担／総収 益	純利息負 担／資産 税収益	流動比率
カイパラ・ディスト リクトにおける好ま しい限度	<170%	<15%	<20%	>110%
カイパラ・ディスト リクトにおける最大 の限度	<250%	<20%	<30%	
ニュージーランド地 方自治体財政機構に おける最大の限度	<250%	<20%	<30%	>110%

出典:Kaipara District Council, Long Term Plan 2012/2022, 2012,
p. 165

表2にあるように、自分の自治体の指標と併せて「ニュージーランド地方自治体財政機構における最大の限度」という指標を掲載している。このことは、ニュージーランド地方自治体財政機構の設定する財政指標が地方自治体の負債管理政策に影響を及ぼしていることを示唆するものではないだろうか。

ニュージーランド地方自治体財政機構（New Zealand Local Government Funding Agency Ltd. : L G F A）は、2011年地方自治体借入法（Local Government Borrowing Act 2011）により2011年12月1日に設立された。L G F Aには2013年3月現在で30の地方自治体と国が出資している²⁸。出資割合は2012年6月末現在で地方自治体が88.8%（4,000万NZドル）、中央政府が11.2%（500万NZドル）となっている²⁹。L G F Aの主な目的は、複数の地方自治体の資金需要を一本化して、外国を含む多様な調達先からより低コストで資金を調達し地方自治体に再融資することであり³⁰、その仕組みはわが国の地方公共団体金融機構に類似している³¹。設立の直接のきっかけは、地方自治体の長期計画を合算した結果、2011年度以降の5年間だけを見ても借入の大幅な増加が見込まれたことによる³²。

L G F Aでは地方自治体に資金を貸し付ける際の貸付方針を策定している。方針に定められた貸付審査の基準となる指標は表3のとおりである。

表 3 L G F Aにおける貸付誓約 (Financial covenant)

純債務／ 総収益	純利息負担 ／ 総収益	純利息負担 ／ 資産税収益	流動比率
< 175%	< 20%	< 25%	> 110%
< 250%	< 20%	< 30%	> 110%

出典：L G F Aホームページ 3 3

基準指標は2段階となっており、具体的な適用方法等については今後の研究課題であるが、下段の数値が表2における下段の数値と一致する。ここまで何度か触れたように、自らの責任において財源を調達し施策を実施する必要があるニュージーランドの地方自治体では、資金調達の戦略が重要であると推察できる。

この純債務／総収益や流動比率の数値は、いずれも貸借対照表から導き出される指標である。民間部門の資金調達においても、貸借対照表の分析は金融機関が融資を検討する際に当該企業の信用力を測るうえで重要な位置を占める。青田は「企業が創業以来長年に亘って営業してきた結果としての『資産と負債のバランス』や、蓄積された『資本の厚み』は重要である34」とし、「『貸借対照表』に注目し、資産の現在価値やキャッシュ・フローを活用

することは、資金調達の実選択肢を広げる可能性がある。貸借対照表の資産を常に見直すことで経営の健全性や無駄を把握し、時価評価することで換金可能資産を把握できるのである³⁵」と、公的部門において貸借対照表分析を行い、資金調達方法を多様化する重要性を指摘している。

前述のとおり、わが国においても地方公共団体金融機構という地方自治体向け融資機関が存在する。地方自治体に資金を貸し付けるにあたっては当該団体の財政状況や公営企業の経営状況を確認するとしているが、その際の判断基準は地方自治体財政健全化法に定める健全化判断比率及び資金不足比率である³⁶。しかし第3章で述べたとおり、将来負担比率をはじめとした健全化判断比率にはいくつかの問題点が存在する。

わが国地方自治体による今までの資金調達（地方債の発行）では、政府が許可や協議を通じて実質的な保証を行ってきた。このことが地方自治体において資産の残高管理を求められてこなかった1つの背景であると石原は述べている³⁷が、地方自治体の財政状況が悪化している現在、地方債の調達コストに差が生じ始めている³⁸。財政状況の厳しさが増し、わが国においても地方分権が進む中で「自己責任の資金調達」の考え方が広がってくると、ストック情報のより正確な把握と情報開示がますます必要となっ

てくる。今後ともわが国地方自治体における資金調達の実定性を確保していくためには、ニュージーランドのような事例をつぶさに分析・整理し、知見をわが国における制度設計に活かしていく取組が重要である。

5. 今後の課題

ここまで発生主義会計を基にした財政指標の有用性を中心に述べてきたが、公的部門へG A A Pに基づく発生主義会計を導入することに起因する課題も存在する。

従来の財政指標の算出にあたってはマクロ会計（国民会計）に基づく情報をベースとするものが多い。一方で発生主義会計を基とした財務諸表は、ミクロ会計の手続きや手法を用いながらその対象が一国や一地域全体の公的部門等というマクロレベルに及ぶ会計情報といえる。公的部門に発生主義会計を導入すると、財務諸表というミクロから積み上げたマクロレベルの情報と、国民会計が対象とするマクロレベルの情報との間で競合が生ずる可能性がある」と大森は主張している³⁹。ニュージーランドにおける状況としてはミクロの積み上げ情報である財務諸表をそのままマクロレベルの財政指標として活用しようとしているとし、ミクロとマクロとの連携においてミクロ会計側に依拠する形で展開したと

大森はまとめている 4 0。

しかし、ニュージーランドでは新たに I M F（国際通貨基金）から発行される G F S（Government Finance Statistics：政府財政統計）マニュアル 4 1 に依拠した会計システムをまずは地方自治体全体の財務状況を明らかにするために導入し、のちに中央政府に拡大させようとしている 4 2。このことについて大森は次のように分析している 4 3。

- ・仮に G F S が中央及び地方政府レベルで作成されるとすると、従来の財務諸表による情報との「棲み分け」問題が発生し、どちらの情報も財政指標として正しいかという判断が難しい問題をもたらすと考えられること。

- ・このことは、2 種類の発生主義情報の開示に伴う情報利用者側の混乱をもたらすと想定されること。

- ・したがって、ニュージーランドも今後マイクロとマクロの連携を図る必要性が生ずる可能性があること。

この競合問題については田中も言及しており、債務等の係数を計測する会計基準が民間の会計基準に準拠した G A A P であるため、財政についての国際的な基準である S N A（国民経済計算）や G F S による財政収支とは異なっていると指摘している 4 4。

このようにニュージーランドにおいても発生主義会計と財政指

標をめぐる新たな動きが出てきていることから、これからの研究課題としたい。

本稿ではニュージーランドの地方自治体における負債管理政策を通して、発生主義会計による財務諸表から導き出される財政指標の有用性についてその一端を述べた。また、資金調達の際の審査基準として用いる財政指標に触れ、資金調達と財政規律が密接に関わっている可能性を垣間見ることができた。しかし、発生主義会計を基にした財政指標設定が実際の自治体経営に与える影響や資金調達も含めたファイナンスや財務管理への波及など、考察すべき課題は多く残っている。また、これらニュージーランド地方自治体先進事例のわが国への適用可能性についても多角的に検討しなければならない。今後、現地調査も含めて研究を進め、わが国地方自治体における財政規律確保の取組に寄与したいと考えている。

(参考文献)

Kaipara District Council, Long Term Plan *2012/2022*, 2012

Kawerau District Council, Long Term Plan *2012-2022*, 2012.

New Zealand Local Government Funding Agency Ltd., Annual

Report *2011-2012*, 2012.

Opotiki District Council, *2012-2022 Long Term Plan*, 2012.

Rotorua District Council, Long-term Plan *2012-2022*, 2012.

Tauranga City Council, Ten Year Plan *2012-2022*, 2012.

Western Bay of Plenty District Council, Long Term Plan *2012-2022*, 2012.

Whakatane District Council, LONG TERM PLAN *2012-2022*, 2012.

青田良紀「第2章 地方自治制度の変革」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010年、25-36頁。

青田良紀「第3章 地方自治体の資金調達」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010年、39-51頁。

石原俊彦『CIPFA 英国勅許公共財務会計協会』関西学院大学出版会、2009年。

大塚洋「II. 予算・財政の透明性に関するIMFコード及びOECDガイドライン」『我が国の予算・財政システムの透明性—諸外国との比較の観点から—』財務省財務総合政策研究所、2002年、15-44頁。

大森明「政府全体財務諸表の財政規律への活用可能性—イギリス、オーストラリアおよびニュージーランドの取り組みから—」『会計検査研究 45号』会計検査院、2012年、13-34頁。

自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』自治体国際化協会、2005年。

社会経済生産性本部『欧米主要先進国の公会計制度改革と決算・財務分析の現状と課題－ニュージーランド／オーストラリアの事例より』会計検査院、2002年。

鈴木信義「第8章 地方自治体ファイナンスの未来像」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010年、153-165頁。

田中秀明『財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ②：ニュージーランド』経済産業研究所、2004年。

水田健輔「ニュージーランド政府の財政規律と管理－平時の財政・有事の財政－」『ニュージーランド・ノート 第14号』東北公益文科大学公益総合研究センターニュージーランド研究所、2012年、2-29頁。

和田明子『ニュージーランドの公的部門改革 - New Public Management の検証 -』第一法規、2007年。

注

- ¹ 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』自治体国際化協会、2005年、114頁。
- ² 『同上書』115頁。
- ³ 『同上書』133頁。
- ⁴ 和田明子『ニュージーランドの公的部門改革 - New Public

Management の検証 - 』第一法規、2007 年、14 頁。

⁵ 自治体国際化協会『前掲書』134 頁。

⁶ 『同上書』137 頁。

⁷ 和田『前掲書』14 頁。

⁸ 改革を主導した時の財務大臣の名を取り「ロジャーノミックス」と呼ばれることもある。

⁹ 和田『前掲書』19 頁。

¹⁰ ニュージーランドのG A A Pは会計基準審査会 (Accounting Standards Review Board) という第三者機関によって認定された、政府・民間の両方に共通する会計基準である (和田『前掲書』119 頁。)

¹¹ 自治体国際化協会『前掲書』145 頁。

¹² 『同上書』146 頁。

¹³ 大森明「政府全体財務諸表の財政規律への活用可能性－イギリス、オーストラリアおよびニュージーランドの取り組みから－」『会計検査研究 45 号』会計検査院、2012 年、14 頁。

¹⁴ アウトプット予算とは、従来の給与、旅費、事業費といった項目別の予算ではなく、省庁が産み出すアウトプット毎に、そのフルコストを発生主義により推計し、それを予算として議会で議決するものである (田中秀明『財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ②：ニュージーランド』経済産業研究所、2004 年、4 頁。)

¹⁵ 社会経済生産性本部『欧米主要先進国の公会計制度改革と決算・財務分析の現状と課題－ニュージーランド／オーストラリアの事例より』会計検査院、2002 年、4 頁。

¹⁶ 石原俊彦『CIPFA 英国勅許公共財務会計協会』関西学院大学出版会、2009 年、146 頁。

¹⁷ 鈴木信義「第 8 章 地方自治体ファイナンスの未来像」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010 年、160 頁

¹⁸ 2002 年地方自治法§100。

¹⁹ 水田健輔「ニュージーランド政府の財政規律と管理－平時

の財政・有事の財政―』『ニュージーランド・ノート 第 14 号』東北公益文科大学公益総合研究センターニュージーランド研究所、2012 年、14 頁。

²⁰ 2002 年地方自治法§101A。

²¹ 同法§102。

²² 2002 年地方自治法§93 において、ニュージーランドの全ての地方自治体は最低 10 年以上の「長期計画」を策定し、3 年ごとに見直しをかけることが義務付けられている（水田「前掲論文」12 頁。）。

²³ 「同上論文」15 頁。

²⁴ 2002 年地方自治法§104。

²⁵ 水田「前掲論文」15 頁。

²⁶ 「2012 年 6 月 30 日の時点で、当自治体には実質的に対外債務がない」としている（Kawerau District Council, *Long Term Plan 2012-2022*, 2012, p. 11.）。このため、財政指標を設定する必要がないと考えられる。

²⁷ 青田良紀「第 2 章 地方自治制度の変革」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010 年、33 頁。

²⁸ 設立時の参加地方自治体は 7 自治体（他に検討中の自治体が 1 団体、参加延期の自治体が 1 団体）であったから、参加自治体は確実に増加している（水田「前掲論文」16 頁。）。

²⁹ New Zealand Local Government Funding Agency Ltd., *Annual Report 2011-2012*, 2012, p. 30.

³⁰ New Zealand Local Government Funding Agency Ltd., <http://www.lgfa.co.nz/>（2013 年 3 月 18 日アクセス）

³¹ 水田「前掲論文」16 頁。

³² 「同上論文」、16 頁。

³³

<http://www.lgfa.co.nz/Investors/Credit%20Worthiness.aspx>（2013 年 3 月 20 日アクセス）

³⁴ 青田良紀「第 3 章 地方自治体の資金調達」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010 年、48 頁。

-
- ³⁵ 「同上論文」48頁。
- ³⁶ 地方公共団体金融機構、
<http://www.jfm.go.jp/financing/judge.html> (2013年3月23日アクセス)
- ³⁷ 石原「前掲書」148頁。
- ³⁸ 青田良紀「第2章 地方自治制度の変革」『地方自治体ファイナンス』関西学院大学出版会、2010年、34頁。
- ³⁹ 大森「前掲論文」23頁。
- ⁴⁰ 「同上論文」25頁。
- ⁴¹ G F Sは、1986年に策定された政府の財政についての統計であり、財政政策を分析するためのものである。IMFのホームページは、G F Sを解説したマニュアルを掲載しているが、G F Sのマニュアルは、G F Sの概念 (concepts)、定義 (definitions)、分類 (classifications)、会計ルール (accounting rules) をカバーしており、財政政策を分析し評価するための包括的な枠組みを提供することを目的としている。G F Sマニュアルは、2001年8月に改訂された。以前のG F Sは、現金主義の概念で作られていたが、改正版のG F S (revised) では、発生主義の概念を導入している。また、政府内における勘定科目の連結項目など若干の違いはあるが、改正版のG F Sの概念は、他の経済統計である国民経済計算 (SNA) と完全に整合的なものである (大塚洋「II. 予算・財政の透明性に関するIMFコード及びOECDガイドライン」『我が国の予算・財政システムの透明性—諸外国との比較の観点から—』財務省財務総合政策研究所、2002年、38頁)。
- ⁴² 大森「前掲論文」30頁。
- ⁴³ 「同上論文」30頁。
- ⁴⁴ 田中「前掲論文」22頁。

カンタベリー地震の復興行政と公的部門改革 ～2012年の動向を中心に～

和田 明子（東北公益文科大学准教授）

はじめに

2011年2月22日のカンタベリー大地震発生から約2年が経過した。筆者は、前号のニュージーランド・ノートで「復興法」「復興庁」「復興計画」を中心とした復興行政の経過を振り返るとともに、今後の研究上の分析の視点をいくつか挙げた（和田, 2012）。それらの分析の視点の中から「公的部門改革の影響」に焦点を当てた研究を現在筆者は進めている。

本稿は、復興行政に対する公的部門改革の影響を検証する研究の中間報告である。第一に、発災から2年目にあたる2012年の復興行政の経過を「復興法」「復興庁」「復興計画」を中心に整理する¹。第二に、「公的部門改革の影響」の中でも特に2000年以降の公的部門改革の特徴である「組織間連携」の影響に焦点を当て、ニュージーランド政府自身が「組織間連携」の好例をカンタベリー地震の復興行政の中に見出していることを紹介する。

1. 復興行政の経過

¹ 本稿が対象としないが日本にとって重要な意味を持つ2012年中の出来事に、日本人を含む多数の死者が生じたビル倒壊事故の原因を調査したカンタベリー地震王立委員会（The Canterbury Earthquakes Royal Commission of inquiry）が同年11月に最終報告書を提出したことがある。

表1 「復興行政」年表

- 2010年9月4日 本震 (M7.1)
3 被災自治体による緊急事態宣言 (9月15日解除)
9月6日 復興担当大臣の任命
9月14日 カンタベリー地震復旧・復興法成立
- 2011年2月22日 最大余震 (M6.3)
2月23日 国家緊急事態宣言 (4月30日解除)
3月29日 復興庁創設
4月12日 新復興法成立
8月16日 クライストチャーチ市中心部復興計画原案公表 (9月16日まで意見募集)
9月10日 復興戦略原案公表 (10月30日まで意見募集)
12月21日 クライストチャーチ市中心部復興計画最終案の議決・復興担当大臣への提出
- 2012年4月18日 復興庁内にクライストチャーチ市中心部開発ユニット創設
5月31日 復興戦略の総督承認
7月30日 クライストチャーチ市中心部復興計画の大臣最終承認
- 2013年2月20日 被災地住民意識調査の結果公表

2010年9月4日のカンタベリー地震の本震から概ね2013年3月末に至るまでの復興行政の主な経過を「復興法」「復興庁」「復興計画」を中心に整理する。

2010年9月4日カンタベリー地域をマグニチュード7.1の地震が襲

い、死者は出なかったが土地・建物に甚大な被害を生じた。そのため、被災したクライストチャーチ市 (Christchurch City Council) ・ワイマカリリ郡 (Waimakariri District) ・セルウィン郡 (Selwyn District) の3基礎自治体は緊急事態 (state of local emergency) を宣言した。発災2日後の9月6日にはクライストチャーチ選出の大臣であるジェリー・ブラウンリー (Gerry Brownlee) が復興担当大臣に任命された。発災から10日後の9月14日には、迅速な復旧・復興を目的としたカンタベリー地震復旧・復興法 (Canterbury Earthquake Response and Recovery Act) が2012年4月1日までの約1年半の時限立法として成立した。同法は、被災地への特例措置や適用除外を認める法改正を国会の議決によらず省令²により迅速に行うことを可能にするもの³で、翌15日に緊急事態が解除され通常の許認可業務が必要となる前に成立させたものである (Brownlee, 2010)。

本震から約5ヶ月半が経過し復旧・復興の途上にあつた2012年2月22日にマグニチュード6.3の大規模余震が発生し、日本人28名を含む180名超の人が亡くなった。翌日ニュージーランド政府は国家緊急事態 (state of national emergency) を宣言した。大規模余震から約1か月後の3月29日には中心的被災地であるクライストチャーチ市に2016年3月末までの5年の任期で復興庁 (Canterbury Earthquake Recovery Authority :CERA) が創設された⁴。復興庁創設から約2週間後の4月

² 正確には大臣の助言に基づく総督令 (Order in Council) だが、事実上大臣による「省令」ととらえられる。

³ 基本的人権に関する一部の法律は省令で改正できない (復旧・復興法第6条第6項)。また、可能な限り被災自治体の首長らから成る復興委員会 (Canterbury Earthquake Recovery Commission) に事前協議しなければならない (同法第6条第2項)。

⁴ ニュージーランドの省庁は、国家部門法 (後述) 第27条に基づき、法律ではなく内閣による政令 (正確には総督令) で創設することができる。

12 日には復旧・復興法に代わり新復興法（Canterbury Earthquake Recovery Act）が 5 年の時限立法として成立した。新復興法は、復旧・復興法の内容に加え⁵、復興担当大臣と復興庁チーフ・エグゼクティブ（chief executive）⁶の権限、そして復興戦略（Recovery Strategy）と各種復興計画（recovery plans）の策定を規定するものであった。

復興戦略は各種復興計画間の横断的調整と全体ビジョンの明示を目的とするもので、復興庁チーフ・エグゼクティブがクライストチャーチ市をはじめとする関係機関と協議して策定し、復興担当大臣の助言に基づき総督（Governor-General）が承認する。復興戦略の原案は大規模余震から約 6 か月半後の 9 月 10 日に公表され、10 月 30 日までに 463 件の意見が寄せられた（CERA, 2012, p.5）。最終的には 2012 年 5 月 31 日に承認された。

クライストチャーチ市中心部復興計画（Recovery Plan for the CBD）は、各種復興計画の中でも復興法に具体的名称が明記された唯一の計画⁷で、クライストチャーチ市が復興庁をはじめとする関係機関と協議して策定し、復興担当大臣が承認する。固定資産税（rates）をはじめとする自主財源が約 9 割を占めるニュージーランドの地方自治体では通常の年次計画や長期計画に大臣承認は必要とされないが、復興計画は国費の大幅投入が想定されたことから、大臣承認が復興法に規定されたものと考えられる。

クライストチャーチ市中心部復興計画の原案は、復興戦略に約 1 か月

⁵ 旧法では復興委員会への事前協議が任意であったが、新法では復興委員会に代わって設けられた復興審議会（Canterbury Earthquake Recovery Review Panel）への事前協議が義務化された（新復興法第 73 条）。なお、復興審議会のメンバーに被災自治体の首長は入っていない。

⁶ 日本の省庁の事務次官に相当する。

⁷ 「復興計画を策定することができる」と復興法は規定したが、具体的な復興計画名は「クライストチャーチ市中心部復興計画」を除いて規定しなかった。

先立つ8月16日に公表され、9月16日までに4707件の意見が提出された⁸ (Christchurch City Council, 2011a, p.1)。最終案は12月21日に市議会で議決され、復興担当大臣に提出された。復興担当大臣は2012年2月3日まで再び意見を公募した後、4月18日にはさらなる詳細計画 (blueprint) を100日以内に策定することを決定した。詳細計画の策定と実行のために、復興庁内にクライストチャーチ市中心部開発ユニット (Christchurch Central Development Unit: CCDU) が設置された。同ユニットは復興庁とクライストチャーチ市、それに詳細計画の策定・実行を請け負う民間企業 (共同事業体) 等の職員から構成された。詳細計画の策定を経て、7月30日にはクライストチャーチ市中心部復興計画が復興担当大臣によって最終承認された。

2012年8月～10月には復興庁が「被災地住民意識調査」 (Wellbeing Survey) を実施し、その結果が2013年2月に公表された。同調査は2014年末まで半年に1度実施・公表されることになっている (CERA, 2013, p.3)。

以上の復興行政には、1980年代以降現在まで実施されてきたニュージーランドの公的部門改革の影響が随所に見られる。それについては現在筆者が研究を進めている最中であるが、次章では公的部門改革の様々な影響のうち「組織間連携」に焦点を当て、「組織間連携」の好例をニュージーランド政府自身がカンタベリー地震の復興行政の中に見出し、その採用を他省庁に強く促していることを紹介することにした。

⁸ それに先立ち原案策定に向けた意見公募が5月14日から約6週間行われ約10万6千件もの意見が提出された (Christchurch City Council, 2011a, p.1)。住民の2.2人に1人が意見を提出したことになる 'Share an Idea' と呼ばれたこの意見公募キャンペーンは、オランダの国際団体から「協働賞」 (Co-Production Award) を受賞した (Christchurch City Council, 2011b)。

2. 公的部門改革の影響～組織間連携を中心に

1973年のオイルショックをきっかけとした財政状況悪化を主な背景として1980年代に先進各国で実施された公的部門改革は、New Public Management (NPM) と呼ばれる。NPM は民間企業のマネジメント (management) の原理を公的 (public) 部門にも導入する新しい (new) 改革であるとされ、省庁の分割 (株式会社化や独立行政法人化) と、分割された組織間への競争原理の導入などを主な特徴とする。

英国でブレア労働党政権が誕生した1990年代後半以降は、「第二世代」(second generation)、あるいは「ポスト NPM」(Post-NPM) の公的部門改革へ移行したというのが国際学界における一般的理解である (Christensen and Laegreid, 2007; Bovaird and Loffler, 2009 など)。「Joined-Up Government (JUG)」や「Public Private Partnership (PPP)」などの用語に象徴されるように、第二世代、あるいはポスト NPM の改革では「縦割り」を除去するため「組織間の連携」が強調されているのが一つの特徴である。

以上の国際的動向を背景として、ニュージーランドの80年代以降の公的部門改革は次のように整理される。ニュージーランドは、NPM の用語が使用され始めた当初から NPM の典型国の一つとして挙げられていた⁹。それは1984年に誕生したロンギ労働党政権により開始され、90年代の国民党政権下でも引き継がれた。その後、1999年末に誕生したクラーク労働党政権と2008年末に誕生したキー国民党政権を通じて、第二世代あるいはポスト NPM の公的部門改革に移行したものと考えられる。表2にそって、その経緯をあらためて整理しよう。

⁹ NPM の用語を初めて用いた Hood (1990) は、英国・オーストラリア・ニュージーランドの3カ国を NPM の例として挙げ、中でもニュージーランドのそれは最も理論的一貫性があると評価した。

当初の NPM 型公的部門改革は、1986 年国有企業法（State Owned Enterprises Act）、1988 年国家部門法（State Sector Act）、1989 年新財政法（Public Finance Act）の 3 法により法制化され、90 年代の国民党政権に引き継がれた。

表 2 「公的部門改革」年表

	政権	公的部門改革の概要
NPM	1984～1990 労働党政権	1986 年 国有企業法制定 1988 年 国家部門法制定
	1990～1999 国民党政権	1989 年 新財政法制定
	1999～2008 労働党政権	2001 年 7 月 RoC 諮問委員会任命 2001 年 11 月 「RoC レポート」公表 ・市民の立場から統合されたサービスを提供する ・「縦割り」をなくし連携を強化する ・人材と組織風土を大切に 2004 年 国家部門法・新財政法改正、クラウンエンティティ法制定
NPM	2008 ～ 国民党政権	2011 年 5 月 BPS 諮問委員会任命 2011 年 11 月 「BPS レポート」公表 ・市民にとっての最終的成果の向上 ・バリュー・フォー・マネーの追求 ・リーダーシップの強化と正しい組織風土・能力の構築 2012 年 1 月 政権 2 期目の「4 つの優先事項」

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任ある財政運営 (responsibly manage the Government's finances) ・ 競争力のある経済 (build a more competitive and productive economy) ・ より良い公共サービス (deliver better public services : BPS) ・ クライストチャーチの再建 (rebuild Christchurch) <p>2012年3月 BPS「10の政策分野」公表</p> <p>2012年6月 「クライストチャーチの革新」公表</p> <p>2013年8月 国家部門法・新財政法・クラウンエンティティ法改正案国会上程 (現在審議中)</p>
--	--

その後 1999 年末に誕生したクラーク労働党政権は、それまでの改革路線を一部修正することを目的に公的部門の現状を評価する諮問委員会 (Advisory Group on the Review of the Centre (RoC)) を設置した。同委員会は「市民の立場から統合されたサービスを提供する」 (Integrated service delivery) 「縦割り」をなくし連携を強化する (Tackling fragmentation/ Improving alignment) 「人材と組織風土を大切に作る」 (People and culture) という 3つの柱から成る提言書 (Report of the Advisory Group on the Review of the Centre ; 以下「RoC レポート」という) を 2001 年 11 月に公表し、それらに沿って国家部門法改正・新財政法改正・クラウンエンティティ法 (Crown Entity Act) 制定が 2004 年に行われた。Ryan & Gill (2011) によれば、実際にはその後の改革はあまり進展しなかったという。

そのような状況を受け 2008 年末に誕生したキー国民党政権は今後の公的部門改革のあり方を考える諮問委員会 (Better Public Services

Advisory Group) を設置した。同委員会は「市民にとっての最終的成果の向上」(better results)「バリュー・フォー・マネーの追求」(better services and more value-for-money)「リーダーシップの強化と正しい組織風土・能力の構築」(stronger leadership, the right culture and capability) という3つの柱から成る提言書 (Better Public Services Advisory Group Report; 以下「BPS レポート」という) を2011年11月に公表した。「市民にとって最も重要な最終的成果 (アウトカム) を組織間の横断的連携によって達成すること」と「人材・組織風土を大切にすること」が強調されている点において、基本的にクラーク労働党政権下の「RoC レポート」と同じ方向性が示されており、第二世代あるいはポスト NPM の公的部門改革を推進するものととらえることができる。

2011年11月の総選挙に勝利し政権2期目に入ったキー国民党政権は、2012年1月に政権2期目の「4つの優先事項」(Government's four priorities) を公表した。その1つとして「より良い公共サービス」(Better Public Services: BPS) が「BPS レポート」をもとに掲げられている。2012年3月には BPS を具体化し「市民にとっての最終的成果」を実際に達成するための「10の政策分野」が定められ、今後3~5年に達成すべき目標値も設定された。それらの目標値を達成するためリーダーとなる大臣・省庁とそれらに協力する省庁も明示され、組織間連携を通じて達成することが目指されている。

そして、2012年6月には「BPS」ともう一つの「政権2期目の4つの優先事項」である「クライストチャーチの再建」(rebuild Christchurch) を達成するため、「クライストチャーチの革新」(Christchurch Innovations) プロジェクトが正式に発足した¹⁰。「クライストチャーチの革新」プロジェクトは、カンタベリー地震の復興行政

¹⁰ もともとは2011年11月14日の閣議決定に端を発する (Deputy Prime Minister and Minister of State Services, 2012)

における様々な「組織間連携」の事例を紹介するもので、本稿執筆中の現在までに4つのサービス事例と2つの組織事例が公表されている。それらの「組織間連携」の好事例を公表することにより、それらの採用を他の公的組織にも強く促しているのである。

2012年8月には、BPSに象徴されるキー政権下の公的部門改革を法制化するため国家部門法改正・新財政法改正・クラウンエンティティ法改正案が国会に上程され、本稿執筆中の現在審議中である。

3. 結びに代えて～今後の研究上の課題

以上見てきたように、ニュージーランド政府もカンタベリー地震の復興行政における「組織間連携」の事例に着目し政府が進める公的部門改革の好事例として位置づけていることから、「組織間連携」という第二世代、あるいはポストNPMの公的部門改革がカンタベリー地震の復興行政に影響を与えていることは明らかである。今後は、「クライストチャーチの革新」に取り上げられた事例だけでなく他の事例も含めて、公的部門改革から復興行政への連続性を過程追跡すること、また「組織間連携」だけでなく公的部門改革が復興行政に与えたその他の影響も明らかにしていくことが、筆者の研究上の課題である。

<主要参考文献>

Advisory Group on the Review of the Centre (2001) *Report of the Advisory Group on the Review of the Centre* Wellington.

Better Public Services Advisory Group (2011) *Better Public Services*

- Advisory Group Report* Wellington.
- Bovaird, T. and Löffler, E. (eds) (2009) *Public Management and Governance 2nd ed.* London, Routledge.
- Brownlee, G. (2010) *Urgent legislation to help Canterbury recovery (13 September 2010 Media Statement)* Wellington.
(<http://www.beehive.govt.nz/release/urgent-legislation-help-canterbury-recovery>) (2013年3月1日アクセス)
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2012) *Recovery Strategy for Greater Christchurch* Christchurch
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2013) *CERA Wellbeing Survey 2012 Report* Christchurch.
- Christchurch City Council (2011a) *Draft Central City Recovery Plan For Ministerial Approval December 2011* Christchurch.
- Christchurch City Council (2011b) *'Share an Idea' wins international award (24 November 2011 Media Release)* Christchurch.
(<http://www.ccc.govt.nz/thecouncil/newsmedia/mediareleases/2011/201111241.aspx>) (2013年3月1日アクセス)
- Christensen, T. and Laegreid, P. (eds) (2007) *Transcending New Public Management: The Transformation of Public Sector Reforms* Hampshire, Ashgate Publishing.
- Deputy Prime Minister and Minister of State Services (2012) *Cabinet Paper: Demonstrating Better Public Services: Christchurch Innovations [Sec (12) 47]* Wellington.
- Hood, C. (1990) De-Sir Humphreyfying the Westminster Model of Bureaucracy: A New Style of Governance? *Governance* 3: 205-214.
- Ryan, B. & Gill, D. (2011) Past, Present and the Promise: Rekindling the Spirit of Reform. In Ryan, B. & Gill, D. (Eds.) *Future State:*

Directions for Public Management in New Zealand Wellington,
Victoria University Press.

和田明子（2012）「地震災害に対するニュージーランド政府及び地方自治体の対応－復興法・復興庁・復興計画を中心に－」『ニュージーランド・ノート』第14号, pp.30-44。

<主要ウェブサイト>

カンタベリー地震復興庁（CERA）

<http://www.cera.govt.nz>

カンタベリー地震王立委員会（Canterbury Earthquakes Royal Commission）

<http://canterbury.royalcommission.govt.nz/>

クライストチャーチ市役所（Christchurch City Council）

<http://www.ccc.lg.nz>

ニュージーランド政府（New Zealand Government）

<http://www.beehive.govt.nz>

「より良い公共サービス」（BPS）

<http://www.ssc.govt.nz/better-public-services>

【東北公益文科大学ニュージーランド研究所創立 10 周年記念シンポジウム】

テーマ：『小さな大国』ニュージーランドの教えるものー日本はニュージーランドに何を学ぶかー

趣 旨： ニュージーランドは、国土面積が日本の 4 分の 3、人口が約 430 万人の小さな島国です。しかし、世界で最初の 8 時間労働制や最低賃金制度、女性参政権、児童手当制度などを実現し、社会保障、先住民族問題、自然環境保護、非核政策、行財政改革などの幅広い分野において世界をリードする役割を果たしてきました。イギリス調査機関による「世界平和度指数」ではニュージーランドは 2009 年から 2 年連続「世界一平和な国」にランキングされており、また、2010 年 9 月と 2011 年 2 月のカンタベリー大震災における迅速で民主的な救援・復興プロセスに対する注目も高まっています。

少子高齢化に伴う社会の変革、東日本大震災からの復興をはじめとする大きな課題に直面している日本社会にとり、ニュージーランドから学べることは多く、東北公益文科大学ニュージーランド研究所は 2002 年に日本における最初の総合的ニュージーランド研究機関として発足しました。本シンポジウムは日本ニュージーランド学会第 19 回研究大会との共催により開催し、これまでの研究所と学会の研究成果の中からテーマを 4 つに絞り、「小さな大国」ニュージーランドから日本が学べることについて紹介いたします。

日 時：2012年6月23日（土）13:00～16:00

場 所：東北公益文科大学酒田キャンパス 大教室（301教室）

基調講演：小松隆二（白梅学園大学理事長、学外研究員）

シンポジウム：コーディネータ 澤邊みさ子（東北公益文科大学准教授、
学内研究員）

「震災とエネルギー問題」Stefan Corbett（ニュージー
ランド大使館一等書記官）

「非核政策」高橋康昌（群馬大学名誉教授、学外研究員）

「マオリの文化的資源」澤田真一（弘前大学准教授）

「行財政改革・大学改革」水田健輔（東北公益文科大学
教授、学内研究員）

【基調講演】

「小さな大国」ニュージーランドの教えるもの ーニュージーランドが世界に先駆けて辿り着いた地点ー

小松 隆二（東北公益文科大学名誉教授）

序 「小さな大国」ニュージーランド

日本ニュージーランド学会と公益大ニュージーランド研究所の昨年来の共通テーマである「ニュージーランドの教えるもの」について本日は話をすることになりました。

ニュージーランドは日本では予想以上に知られていません。学会員でもそれぞれの分野は知っていても全体像はわからない面がありますので、一度視野を広げてわれわれは何を学ぶかという視点から見直してみようと思います。

結論から申しますと、ニュージーランドは大した国であり、日本ニュージーランド学会員はニュージーランド研究・交流に勤しみかつ楽しんできたことを、そして、公益大の関係者も市民の皆さんもこのまちの大学にニュージーランド研究所があることを大いに誇ってよいと思います。日本ではあまり知られていないけれどもそれほどの国だということを、30年以上ニュージーランド研究に関わってきて、また大震災後の今、改めて痛感しています。

そういう意味で、半分失礼かもしれませんが「小さな大国」というニックネームをつけて本を出版させていただきました。人口・面積・経済力から言ったら小さいかもしれませんが、主に生活・人権分野での先導

政策的豊かな実績と蓄積、そしてその後の反核政策など世界から注目される方針や改革の継続などについて、世界も日本もあらためて学んでいいのではないかということです。

1. 何故「今こそニュージーランド」か

何故「今こそニュージーランド」なのでしょう。一つ目は、日本と共通の災難であった地震・震災に対する対応です。やはりニュージーランド政府の対応は迅速であったという印象を持っています。

二つ目は、反核政策です。ニュージーランドは1970年代からフランスによる核実験に抗議し、1987年には非核法もできました。ニュージーランドでは、単なる原子力兵器だけでなく原発など民生用も含めて全て禁止です。日本では福島原発事故があったのに、今後のあり方を考えるためにニュージーランドに目を向けなくてはいけないとは誰も言わないし、どの新聞も取り上げないというのが現実です。

三つ目は、行政改革です。ニュージーランドは省益・役人本位ではなく市民本位に断行しました。日本も随分やっているのではないかといわれるかもしれませんが、われわれ民の側から見ると、日本は未だに不徹底で、省益、官益が守られている状態です。

四つ目は、生活と人権の保障の問題です。地球で最も高く、天・宇宙に近いエベレストに最初に登ったのはニュージーランド人でしたが、資本主義を土台にしながら生活や人権で最も理想に近いところに辿り着いたのもニュージーランドだと思います。社会保障の総合性やサービス方式がそれをうかがわせます。日本も大震災を経験した今こそ、改めて自分たちが目指すべき将来社会・理想社会の姿を描く時ですが、その際

参考にすべき一つがニュージーランドだと思うのです。

2. 「小さな大国」 ニュージーランドはどのように世界を先導してきたか

ニュージーランドは資本主義先進諸国をも先導した政策や活動を多く持っています。ごく身近な例としてラグビー、ヨット、登山などで世界をずっとリードしてきています。また、生活と人権への配慮が早くからあり、その象徴が世界で最初の社会保障政策、それから女性参政権だと思います。

まず、社会保障制度では、出発でも、理念、方法でも世界を先導してきました。皆さんは学校で世界で最初の社会保障法はアメリカだと習ってきたと思います。確かに 1935 年、ルーズベルト大統領がニューディール政策の一環として成立させたのが世界初です。ただアメリカのものは特に生存権、生活権を保障するという総合的な視点はありませんでしたし、健康サービスもありませんでした。総合的なものではなかったということで、とても世界の先駆とは言えません。

それから 3 年後の 1938 年ニュージーランドの社会保障法こそ世界における社会保障制度の本格的出発です。日本では、イギリスのベヴァレッジプランの方がニュージーランドよりずっと理念的に先を言っていたのではないかと言う人もいると思いますが、残念ながらベヴァレッジプランは一度としてニュージーランドを超えたことはなかったと思います。ベヴァレッジプランは立派な総合的な国民生活の保障政策ですが、公的扶助ともう一つの柱は社会保険でした。日本も全て保険です。ところがニュージーランドはそうではなく、理念的にもベヴァレッジを超え

たものを世界で初めて導入し展開してきました。

次に、義務教育の無償化も世界で最初はニュージーランドで、今から140年くらい前、1877年に教育法の改正で実現しました。それが大学の入学の自由という高等教育の日常化・大衆化につながっています。

女性参政権は、1890年代の中葉に自由党の手で導入されました。

社会政策・労働政策の分野では、最低賃金制・8時間労働制・強制的労使仲裁制度を世界で最初に導入したのがニュージーランドです。8時間労働制は、アメリカやオーストラリアの州が最初だという本もありますが、一国全体ではニュージーランドが最初です。

児童手当が世界初だということは有名で、1926年に実現されました。日本が昭和40年代の後半に遅れて作った時、ニュージーランドの最初の法律をまねましたが、その頃にはニュージーランドは普遍的な児童手当を展開していました。日本は、所得制限や第三子以降など、ニュージーランドの最初の古いカビの生えた児童手当をまねして実行したのです。

そのほか、非行関係の感化・教護政策におけるPDセンター方式などいろいろな実験もあります。また、ニュージーランドは世界で最も安全で平和な国という認定も受けました。そういうものも突然そうなったわけではなく、過去のこういった長い歴史、蓄積がニュージーランドを総合的に検証しても世界で最も平和な国であると認定することにつながったのだらうと思います。

以上が、ニュージーランドが具体的にどういうことで世界を引っ張ってきたのかという事例です。ニュージーランドなんて大したことないと信用しなかった人もいるかもしれませんが、こういう幾つかの点を挙げただけでも世界の政策や活動を、特に生活や人権の問題ではリードして

きていることがわかります。

3. ニュージーランドは生活保障政策の先導役

繰り返しになりますが、世界で最初の社会保障制度・総合的制度を構築したのはニュージーランドです。その特徴は、第一に生存権・生活権の保障（公的責任・公的保障の確立）であり、第二は総合性・体系性です。「年齢、疾病、失業、孤児・寡婦、障害、貧困等」と条文に並んでおり、総合的にやるということが最初の姿勢からもうかがえるわけです。日本ではアメリカやイギリスが先行したと思われていますが、実は社会保障のバイブルと言われたベヴァレッジよりもニュージーランドは先行していました。日本は未だにベヴァレッジを超えられないという理念的な状況が続いています。

ニュージーランドの生活保障政策が世界の社会政策・社会保障を超えた2つの特徴をぜひ知っていただきたいと思います。一つは、総合性・統合性です。イギリスを含め世界の先頭を走ってきた国は、まず国民の中でも労働者に権利や保障を与えます。労働力を持った労働者に対する政策・社会政策が体系化しないと、どの国も障害者・高齢者等に対しては政策をとりません。日本でも国民に対して最初に導入された法政策は工場法といわれる労働基準法です。日本で高齢者や障害者や恵まれない家庭の子供達の権利が国の責務として、国民の権利として認められるのは戦後です。新憲法第25条の生存権条項で、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障すると規定しました。それに沿って、戦前にはなかった福祉法が相次いで出てきます。生活保護法、老人福祉法、障害者福祉法など、その全部の法律の第1条第2項に「自治体の責務であ

る」とようやく書かれました。

日本だけでなくイギリスでもどこでも国民の生活保障は社会政策から社会福祉へ展開します。ところが、ニュージーランドは社会政策から社会福祉ではなく、同時なのです。労働者だけを保護するのではなく、障害者や高齢者も含め国民全体を同時にカバーしたのです。

イギリスから始まった資本主義経済の発展と、それに合わせ余裕が出ると始められた国民生活や権利の保障はどの国も労働者からであり、労働力を持たない人は後回しだったのですが、それをくつがえしたのがニュージーランドだったのです。

もう一つの特徴は、「保険を超えて公的サービスへ」ということです。これも世界の流れは全て社会保険からサービスへの展開であり、日本に至っては社会保険から社会保険であり、サービスはほとんど視野にありません。

イギリス、ドイツ、フランスというヨーロッパ諸国はベヴァレッジプランのとおり保険から入りましたが、年金以外は結構サービスに代わりました。ただ、年金は財政的にとても無理で保険方式を超えられません。

ニュージーランドは最初からサービスで、保険を超えることをしていました。労働者だけでなく、また収入がなく保険料を払わない人はだめだというのではなく、全ての人が等しくサービスを受けられることを最初から考えているニュージーランドの理念と現実の政策の先駆性をうかがえるだろうと思います。

4. 今、ニュージーランドが日本に投げかけるもの

このように一つ一つ見てきますと、現実として、また理念においても、

なるほどニュージーランドは大したものではないでしょうか。

大震災後の厳しい環境に置かれている今、日本にとってニュージーランドは大きな目標になるのではないかと思います。内容は既に説明したとおりです。反核政策では、ニュージーランドは 80 年代以降一貫してもう二十数年間も核が市民生活の中に入ってきたらどうなるかということの世界に訴え続けてきました。日本は、原発の事故などは自分たちの市民生活では絶対あり得ない、遠いところでしかないと思い込み、自分の町で住めなくなるなんて誰も考えてきませんでした。あらためてニュージーランドの反核政策を検証してみる必要があるのではないのでしょうか。

行政改革については、官公庁本位の日本の行政から脱却するにはニュージーランドをもう一度勉強していいのではないかということです。

ニュージーランドは、多様な共生を総合的社会保障を基礎に公的保障と相互扶助・連帯でつないできた国です。日本も大震災後の厳しい状況の中で、将来目標をどう描くのか、市民のためにどういう社会や生活の目標を示そうとしているのか、あらためて考える必要があるのではないかと思います。

【パネル・ディスカッション】

震災とエネルギー問題

ステファン・コーベット（ニュージーランド大使館一等書記官）

本日は、ニュージーランド大使館が現在行っている2つの重要な分野での取り組みをご紹介します。一つは災害対応と防災、もう一つは地熱エネルギーです。

1. マカリー外務大臣の日本訪問

今週日曜日に、ニュージーランドのマレー・マカリー外務大臣が日本との外交関係樹立60周年を記念して来日します。東京訪問中は玄葉外務大臣と会談し、最近の防衛動向や、航空条約および租税条約の改正、アジア・太平洋地域の経済と安全保障問題、太平洋地域とアフガニスタンでの開発協力等について話し合う予定です。

来日に向けてマカリー大臣は次のように述べています。「今回の来日では、日本ラグビーフットボール協会の会長と共に、2019年のラグビーワールドカップ日本開催がもたらす外交、貿易、ビジネス上の関係強化を促す機会について話し合うことを楽しみにしております。両国の外交関係樹立60周年を記念して、津波災害を受けた東北地方のラグビー選手またはコーチ1名を対象に、パーマストンノースの国際ラグビーアカデミーの強化訓練に参加できる特別奨学金の支給を発表いたします。」

マカリー大臣また、富山市を訪れ、クライストチャーチ地震で亡くなった28人の日本人留学生を偲ぶ慰霊碑の設置式に参加いたします。この慰霊碑は、クライストチャーチ在住の造形作家、アナベル・メンジェズ・ジョイスさんが手がけたもので、同じものがクライストチャーチ

にも今年2月に設置されました。ガラスのプリズムを戴く慰霊碑の先端部は、クック山の雪解け水がニュージーランドの森の平和で清らかな川の流れとなっていく様子を彷彿とさせます。また、台座にはニュージーランドで一番背の高い原生木であるカヒカテアが使われています。群生して成長するにつれて根と枝が伸び、隣木と幾重にも絡み合い力強さを増していく様子は、ニュージーランドと日本の強い絆を表現しています。

日本とニュージーランドに共同で慰霊碑を設置する案は、大切な人々を失った悲しみの自然な現れとして、また両国の国民同士が絆を育むうえで、亡くなられた留学生の方々が抱いていた夢や希望を受け継ぐ決意として発案されました。当大使館も、ニュージーランドと日本両国の多くの国民の方々からお寄せ頂いた寛大なお寄付に支えられ、この取り組みの一端を担えたことをうれしく思います。

慰霊碑は、犠牲となった留学生の多くが在籍されていた富山外国語専門学校に設置され、設置式は6月25日月曜日に富山市で行われます。マレー・マカリー外務大臣は、ご遺族に敬意を表し、ニュージーランド政府と国民の哀悼の意をお伝えするために設置式に参加いたします。

2. 第1回ニュージーランド・日本防災セミナー

日本とニュージーランドの外務省は、2012年3月8、9日に両国の専門家が集まり災害リスクの軽減と災害対応について議論するセミナーを合同で開催いたしました。この分野の専門知識を共有することは、ここ数年にわたり両国関係の主要な取り組みのひとつでした。両国は2009年に「日本・ニュージーランド科学技術協力協定」を締結しましたが、災害管理は、その際に指定された5つの共通の関心分野のうちのひとつです。

この防災セミナーの目的は、東北地方とクライストチャーチの復興に貢献する実際的な分野で共同研究の可能性を探ることでした。両国の参加者からはとても前向きな感想が寄せられました。現在、研究者たちは、共同研究申請のための研究トピックを取りまとめています。

第2回セミナーは、今後2～3年間の共同研究プロジェクトが決定後に、今年後半に日本で開催されることが期待されています。また、7月3、4日には、ニュージーランドのカンタベリー地震復興を担当するグリー・ブラウンリー大臣が来日し、仙台で開催される大規模自然災害に関する閣僚会議に参加いたします。ブラウンリー大臣は、各国の担当大臣と会談し、東北とクライストチャーチの動向について話し合い、ニュージーランドと日本が今後も継続して相互支援を行う方策を検討いたします。

3. ニュージーランドの地熱資源

地熱エネルギーは安全でパワフル（エネルギー出力は風力発電の3倍です）、持続可能で、天候に左右されない、コスト効率の良い、低炭素型のエネルギーです。現在、ニュージーランドの総発電量の76%が再生可能エネルギーです（水力56%、地熱13%、風力4%）。世界的には、

再生可能エネルギー利用 100%のアイスランドに次ぎ、第2位の位置にあります。

ニュージーランドでは、7つの地熱地帯が発電に使用されています。そのほとんどが、北島中央部のタウポ火山地帯に集中しています。主な電力会社は、マイティ・リバー・パワー社とコンタクト・エネルギー社の2社です。現在、新たに二つの地熱地帯、テミヒとナタマリキで10億NZドル以上をかけた発電所の建設が進んでいます。これらの発電所が稼働すると、現在の総設備容量750MWが1000MW近くに達し、ニュージーランドは世界第4位の地熱発電大国となります。

地熱の直接利用例としては、カウエラウの紙・パルプ工場（紙の乾燥の利用）、モカイの温室の加温などがあります。技術の進歩に伴い地中熱ヒートポンプや地域ごとの小規模利用が以前よりも実用可能になっています。

再生可能エネルギーは、ニュージーランドの将来的な低炭素社会の実現に向けて、大きな役割を担っています。国のエネルギー戦略には、2つの重要な目標が設定されています。第一に、2025年までに総発電源に占める再生可能エネルギーの割合を90%にすること、第二に、2050年までに、温室効果ガスの排出を50%削減する（中期的には、条件付きで1990年比の10~20%の削減を目指す）ことです。

ニュージーランドは、豊富なエネルギー資源に恵まれています。これらの多様な資源を最大限活用し、国のエネルギーの未来を確かなものになりたいと願っております。再生可能エネルギーは、この目標のなかで大きな位置を占めています。

その結果、発電に起因する温室効果ガスの排出は低いレベルにあります。もっとも高いのは運輸部門です（エネルギー部門からの排出のうち44%を占めます。石油は総消費者エネルギーの51%を占め、そのほとんど

が運輸部門で消費されます)。石炭は現在も使用されていますが、CCS(炭素回収・貯留)技術の利用なしには経済的なオプションとはいえません。

ナ・アワ・プルーア地熱発電所は、2010年5月にタウポ近郊で運転を開始しました。このプロジェクトは、納期内に予算以下で完成し、その発電量は当初の計画を大幅に上回っています。世界最大の単一軸地熱タービンを装備し、発電容量は140MW、14万世帯に十分な電力を供給しています。

この発電所開発プロジェクトでは日本の富士電機がタービンや発電機等の機械類を納入し、住友商事がプロジェクト管理を行いました。ニュージーランドの企業は、設計、建設、発電所の運転を担当しています。

日本とニュージーランドは、開発途上国において、または日本国内においても新規発電所の建設プロジェクトで協力できる可能性があります。地熱エネルギーは世界的に再注目されています。現在、全世界の総設備容量は1万1000MWですが、10年後には2倍になる可能性もあり、それを実現するうえで400億USドルの投資が見込まれています。

ニュージーランドの業界団体「ジオサーマル・ニュージーランド」は、国内地熱産業に従事する全ての企業が参加しています。このなかの一部企業は日本を訪れ、今後のビジネスチャンスについて話し合っています。ニュージーランドの70を超える地熱関連企業の深い経験とそれに基づく専門応力をバリューチェーン(資源量の確定、事業化調査、探査、設計、調達、建設、運転、管理)のあらゆる段階で活用したいと考えています。

また、開発途上国における日本企業との協力機会を探っていきたいと考えています。ニュージーランド国内のプロジェクトで、日本のパートナー企業と共に分かち合った成功を、途上国でも再現していきたいと願っています。

ニュージーランドの地熱発電所は、国内法である資源管理法に基づき、厳しい環境保護基準を守っています。このような環境への配慮は、国際的なプロジェクトにも反映されています。

日本での地熱開発には障壁がありますが、ここ最近、明るい動向がみられています。日本の環境省は、地熱開発の規制緩和方針を固め、今年3月に新しいガイドラインを公表しました。その結果、地方自治体、地域住民、温泉業者の合意を得ることを要件に、探査活動や発電所建設ができる国立・国定公園内の地域が拡大されました。また、環境省は当初、国立・国定公園外から斜めに井戸を掘削することのみ許可する予定でしたが、一定の条件下では、国立・国定公園内での垂直掘りも容認することになりました。しかし、地熱資源を利用するには地域住民との合意形成が必須です。

ニュージーランドには、開発と環境保護、そして地元の懸念をバランスよく調整してきた実績があります。地域社会との共生について一例を挙げます。トゥアロパキ電力会社は、モカイ地熱地帯の地権者であるトゥアロパキ・トラストとマイティ・パワー・リバー社の合併会社です（株式の所有割合は前者が75%、後者が25%）。同社は、モカイの2カ所で地熱発電を行い、この地熱資源を持続可能な形で末永く利用したいと考えています。

1999年に55MWの地熱発電所を建設し、2005年には隣接して40MWの発電所を建設しました。トラストはまた、地熱水を利用した5ヘクタールの温室を所有し、輸出用のトマトと唐辛子の栽培を行っています。この温室事業によって、50人の雇用が創出されました。その殆どが、地元モカイとマンガキノで失業していた人々でした。これは、地元社会への大きな社会経済的効果です。トラストは、モカイ地熱系の開発は、マオリ系住民自身がリーダーシップをとって事業を行うユニークな機会

となり、自立を促すことになると考えています。

トラストは、環境への悪影響を最小限に留め、既存の地熱利用者と将来世代のニーズを満たすような開発を行っています。マオリにとって、地熱は病気治療や料理に利用するタオンガ（宝物）です。開発のカギとなるのは、使用済みの地熱水を地下深くの地熱帯水層に還元することで、現在ある地表の地熱兆候（温泉、間欠泉、景観等）やエコシステムへの影響を最小限にすることです。

トラストは、温室の数を 20 に増やし、その後 50 にする計画です。また、既存の地熱資源の利用可能量が確認された後、発電所の出力を増大させる可能性があります。

政府が重視していることは、再生可能エネルギーへの投資を妨げる不必要な障壁を取り除くことです（すなわち、許認可プロセスの簡略化）。資源管理法および環境保護局の許認可プロセスには、審査の所要日数と透明性の確保が定められています。そのため、業界や地元の関係者にとって、意思決定の過程と時期が目に見えるものとなっています。また、明確な規則・基準を設け、公表しています。例えば、「再生可能エネルギー発電に関わる国家政策書」は、明確で一貫性のあるガイドラインを地方自治体に提示しています。

政府は、業界団体等と協力し、再生可能エネルギー資源の開発を推進しています（海洋エネルギー等）。その取り組みの一環として、革新的な研究能力を支援するための研究開発が行われています。また政府は、スマートグリッドや計器によるソリューション等、新エネルギーに歩調を合わせたアプローチを促進しています。

再生可能エネルギー導入を後押しする手段としての電力固定価格買取制度や補助金制度はありません。政策対応の重点は、投資に対する規制障壁を削減することです。例えば、電力市場の競争を奨励する、価格

設定を市場原理に任せる、規制の一貫性を保つ（再生可能エネルギー政策が頻繁に変わることは投資の妨げとなります）などです。

排出量取引制度は、重要な政策分野です。投資家にとっては、電力分野への投資を行う際に、温室効果ガスのコストが判断材料となるからです。炭素コストを含めると、再生可能エネルギー資源はしばしば経済的に優位な選択肢になります。

4. まとめ

再生エネルギーの経済性が増しています。多様な再生可能エネルギーを利用することは、技術革新と経済成長の道をひらくことになり、気候変動問題への対応にも役立ちます。現在、地熱発電はニュージーランドの総電力供給の13%を占めますが、今後10～15年にかけて増加が見込まれています。

【パネル・ディスカッション】

非核政策

高橋 康昌（群馬大学名誉教授）

本日は、NZ・反核政策関連年表をご覧頂きながら、2点お話ししたいと思います。1点は、1971～73年と、1984年ロンギ政権成立から約5年間のニュージーランドの対応・政策が、同国の反核・非核運動を考える場合の二つの論点であるということ、もう1点は、なぜかくもニュージーランドは執拗に反核・非核政策を持ち続けるのかという点です。

1951年はANZUS(太平洋安全保障条約)が成立した年で、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアの三者の軍事同盟ができあがりました。そのときには当然アメリカの核は含まれてはいたはずですし、ニュージーランド自身も自分のところで核開発をしようという決定をしたことがあります。これが1964年の原子力設立委員会の設置です。オークランドの郊外に原子力発電所設立の計画があったのですが、ガス田の開発やロトルアの地熱発電の利用など、代替エネルギー・自然エネルギーを使う可能性が出たために、原発はいったん停止になりました。地熱発電など将来的にどれだけの可能性があるのか明確にならないうちに原子力開発を止めたところがまず注目されます。

次に1966年～96年まで断続的ではありますが、フランスが計181回の核実験をマルロア環礁とファンガタウファで行いました。アルジェリアが独立したのでフランスはアルジェリアで実験ができなくなり南太平洋に変更したわけです。

これに対して71年にグリーンピースが設立されます。この団体本部は今もオランダのアムステルダムにあり、会員数約300万人、年間200億円の予算を持つ団体です。日本人の会員は確か500人くらいで、20

人くらいが有給で働いています。

グリーンピースはまずアメリカのアラスカ沖での核実験に対する抗議船を出しました。アメリカはすぐにネバダへ変更しました。

続いて、フランスのムルロア環礁へ抗議船を出したわけですが、フランスは撤退しませんでした。ムルロア環礁は山手線くらいの大きさで、輪ゴム、あるいはイカの輪切りといいますか、そういう形になっている環礁島です。そこで実に 150 回の実験をやっているのです。おそらくムルロア環礁はもう形がないだろうと思います。

グリーンピースが抗議船を突入させたときに、ニュージーランドも同時にノーマン・クラークという当時の移民大臣を漁船に乗せてムルロアに派遣しています。この抗議に対してフランスはいったん譲歩しムルロアから撤退、さらに南のファンガタウファに移って、そこでまた実験を始めました。これが、先ほど述べた第一の論点です。

それからしばらく無風状態が続きましたが、南太平洋、特にニュージーランドを中心に非核運動が再燃する引き金の一つは日本にありました。日本が、核廃棄物そのものではないのですが、例えば作業員の服や破棄された機械・道具類など低レベルの核廃棄物をドラム缶にコンクリート詰めにして、マリアナ海峡へ放り込む予定を立てたことがあります。81年のことです。

しかし、深さ約1万メートルのマリアナ海溝は1000気圧あるわけで、例えばビールの缶などは一瞬のうちに破裂します。コンクリートに詰めるから大丈夫と言いつけたのですが、結局現地の反対が強くて日本政府も断念しました。

そうしたことがあって、ニュージーランドでも放射性廃棄物法が1982年にできました。ニュージーランドでも医学関係で使っている放射性物質の廃棄物をウェリントンにあるクック海峡に放り込んでいたのです。

が、それはできなくなりました。やがて 1984 年にロンギ政権ができる
と非常に強力な非核政策を実行しました。そのきっかけになったのは、
またもやグリーンピースのレインボー・ウォリアという 3 代目の船で
した。漁船を改造したものでしたが、それがオークランド港で破壊され、
カメラマンが一人亡くなりました。ニュージーランド、フランス両国の
激しい応酬がありましたが、ロンギ政権は最後には 1300 万ドルの補償
金をとって、この人物たちの本国帰還を認めざるを得ませんでした。し
かし、大国フランスを相手に、2 年間よく頑張りました。

そういうことがあり、85 年にはラロトンガ条約という日本で言うところの非核三原則を持ちました。域内での核艦船の行動を禁止するもので、非常に強力な国際非核条約として歴史に残るだろうと思います。この条約は広島に原爆が投下された 8 月 6 日に調印式が行われました。

ラロトンガというのはポリネシアのクック諸島の人口 1 万ぐらいしかない小さな島の首都で、南太平洋の赤道の南側にある国家は全て参加し調印しました。ニュージーランドだけが核を排除するのではなく、南太平洋全域が核に対してそういう姿勢を持っていることを知る上でも、ラロトンガ条約は非常に重要です。

同じ年にニュージーランドはアメリカの核装備船の入港を禁止しましたので、ANZUS そのものが崩壊します。ニュージーランドは自ら離脱したとも言いますが、アメリカ側からすればついにニュージーランドを追い出したという言い方もあるそうです。今はオーストラリアとアメリカだけの条約で、もう ANZUS とは言えないのが実状です。

その後 1987 年にニュージーランドは非核法を制定しました。それから 1991 年に資源管理法を制定し、住民の同意がなければ核に関する施設をつくることができなくなりました。

以上の流れを見ておきますと、ニュージーランドでは労働党政権が特

に急進的に反核政策をとっていると見えるかもしれませんが、私は必ずしもそうは思っていません。ニュージーランドでは、反核・非核は国民全体のコンセンサス、文化、全体的なナショナル・アチチュードだと私は考えています。

第2の論点として、なぜかくもニュージーランドは核問題に対して反対なのかという問題ですが、世界地図を見ていただきますと、ニュージーランドはムルロア環礁から「貿易風」が吹いてくる方角にあることがわかります。つまり、ムルロア環礁で核実験をやられると、死の灰がニュージーランド全域にばらまかれるという可能性が常にあるのです。ニュージーランドは工業国ではなく、農業国、しかも牧畜国ですから、自然環境の汚染は、国家存立の問題になります。例えば、上海や北京でくり返し核実験をやられたら、日本に黄砂が来ることからもわかるように、どういことが起こるかを考えていただくとよくわかると思います。

フランスは96年に核実験をやめました、反核はまさにニュージーランドのカルチャーとなつて、ニュージーランドのエネルギー政策を作り出してきたと私は考えています。ニュージーランドはラザフォードが暮らした国ですから、核武装・核兵器・原子力発電をしようと思ったら簡単にできます。でもそれをやらないことの意味がそこにあります。カルチャーが大げさなら、少なくともニュージーランド人の価値観、エートスにはなつているというのが私の考え方です。これが反核政策の基礎にあります。

午前中に報告のあつたニュージーランドの母子家庭の問題では、法律制度だけではなくニュージーランド人のマインド、つまりコミュニティーの精神などの点が指摘されましたが、それと全く同じことがここでも言えると私は考えています。ニュージーランド人の中にある価値観、それがニュージーランドの反核運動・反核政策を支えています。それを日

本人が学べるかどうか、それが、今回の福島の教訓ではないかと私は考えています。

【パネル・ディスカッション】

マオリの文化的資源

澤田 真一（弘前大学人文学部准教授）

どんなにぜいたくに使用しても決して枯渇することのない資源があることをご存じでしょうか。残念ながら、この資源は豊かにあるにもかかわらず、ここ日本社会においては軽んじられ、ほとんど活用されていません。

その資源とは、古くからの文化と伝統を誇りとする先住民族や民衆が実生活の中で紡ぎ出してきた生きるための思想です。長い期間にわたって彼らが蓄積してきた生き延びるための知恵は、神話や儀式、生活習慣の中に保存されています。宗教学者、中沢新一は「神話は人間が最初に考え出した最古の哲学である」と言っています。

それらを非科学的、非合理的、非現実的といって切り捨てるのではなく、人間と人間、人間と自然との関係について考え抜かれた思想としてとらえるときに、私たちはそのような知を文化的資源として活用することができます。

今回、ニュージーランドから学べることとして私が皆さまに提示したのは、ニュージーランドが先住民族マオリの知恵を文化的資源と見なしており、それらを学ぶことでヨーロッパ中心主義に固執しない、多様な文化に対して開かれた新たな主体として自らを更新しようとしている点です。

『クジラの島の少女』で知られるマオリ人作家ウィティ・イヒマエラが、同じく海辺を舞台にして書いた作品に「ザ・シーホース・アンド・ザ・リーフ」という短編があります。この作品にはマオリの自然観が豊かに描かれています。『クジラの島の少女』の15年前に出版されたこの

作品の主人公は、マオリの少年タマ・マハナです。彼はイヒマエラ自身の少年時代が投影されたキャラクターです。

子どもたちに良い教育と就職のチャンスを与えるために、タマの両親は住み慣れたマオリの村を出て、都市で仕事に就きます。週末に海辺で村の親戚や友たちと泳いだり、魚を捕ったり、話をしたりするのが彼らにとってマオリとしての自分を再確認する大切なひとときでした。タマの父親は、パケハの学校に通う息子に、そこでは決して教わることのないマオリの価値観を教えます。この親子にとっては海が教室であり、そこでは遊びと教育が一体化しています。

海で見つけたタツノオトシゴを子どもたちは家へ持ち帰りたいと駄々をこねます。けれども、そういう子どもたちに対して、タマのお父さんはこのように言ってきかせます。「タツノオトシゴは海の中にいてこそ一番美しい。海がタツノオトシゴに命と美しさとを与えている。そこから取り出されると、命と美しさは損なわれてしまう」

海は愛情、アロハの対象です。海と人間との間には互恵的な関係が存在しています。「私たちが海を敬う限り、海は私たちが養い続けてくれる」具体的に何をすべきかについては、「必要な分だけ捕りなさい。魚たちの住環境を変えたり、壊したりしてはいけない。海を汚してはいけない」こと、さらに海が与えてくれた恵みである魚や貝をそこに集まった多くの人たちの中で分かち合うことの大切さを、父親は身をもって教えます。分かち合えば無駄はほとんど出ません。

ところがある日、海に異変が起きます。にぎわっているはずの海が空っぽで、誰一人海の中には入っていません。彼らは立て看板の前で黙っています。その看板にはこう書かれてありました。「この海から魚を捕って食べるのは危険です」海は工場排水で汚されてしまいました。海底のパイプから流れ出る廃液で海は黄色く濁り、その濁りがねじ曲がった

指のように、タツノオトシゴの住む岩棚を取り囲んでいきます。

お父さんの口からは怒りの言葉が漏れます。「土地の次は食物か」これはパケハに向けて言われた言葉です。このとき、命と美しさを与えてくれる住処である岩棚を追われていくタツノオトシゴの姿が、マナに満ちあふれた先祖伝来の土地を追われたマオリの姿に重なります。タイトルにあるタツノオトシゴと岩棚の関係は、マオリとマオリの土地の関係の比喩であることが分かります。

マオリの老女が海に対する哀悼の歌を歌います。その歌が終わると、父親は大きなよく通る声で海にこう語りかけます。「海よ、われわれはあなたに思いやりを示さなかった。われわれはまず土地を毒し、今度はあなたのふところに毒を流し込んでいる。われわれはあなたへの愛を失い、あなたが育む命への敬意を失った。友よ、われらを許したまえ」

父親は海を「あなた」と呼んでいます。「友」と呼んでいます。海は“it”ではありません。人間と海との間には、我と汝という倫理的な関係が存在しています。マオリにとって自然は支配、利用すべき他者ではありません。彼らにとって、人間と自然は非対称的な関係にはありません。

ここで皆様の注意を喚起したいのは、父親が海を汚した責任主体の中に自分を含めているということです。直接的に海を汚染したのは白人です。それなのに父親は“**They have been unkind. They have poisoned.**”とは言わずに、“**We**”（私たち）という言葉を使っています。それはなぜでしょうか。

白人入植以前のアオテアロアの最初の法のことを、マオリはティカンガ・マオリと呼びます。ティカンガ・マオリとは、マオリ的価値観・倫理観に基づいて定められた行動規範のことです。ティカンガ・マオリの第一の目的は調和です。すなわち、人間と人間、人間と環境、人間と歴

史との間の適切なバランスを保つことです。

ワイタング条約第2条によって、ティカンガ・マオリは保護されており、いまだに有効であるとマオリはとらえています。自然環境に対する人間の使命は特にカイティアキタンガと呼ばれています。カイティアキというのは、ガーディアン（守護者）、あるいはトラスティー（受託者）という意味です。

人間は自然に対する責任を負っています。自然のバランスが失われた場合には、その調和を取り戻すことが求められます。カイティアキタンガが発動されるのは自分が住んでいる地域においてです。だからこそ物語に登場する父親は自分が海を汚染したか・しなかったかに関わらず、そこに自分が暮らしているという、ただその事実に基づいて、破壊された環境に対する責任を引き受けるわけです。子どもは親の姿を通して、そのことを学びます。

このマオリのカイティアキタンガの概念がニュージーランドの環境法には活かされています。ニュージーランドの「自然資源および天然資源についてのサステイナブルな管理を推進すること」を目的として制定された1991年の資源管理法（the Resource Management Act）には、実際にティカンガ・マオリ、カイティアキタンガといったマオリ語が使用されており、それぞれ「マオリの習慣に関わる価値観及びその実践」（Maori customary values and practice）、「守護者としての務めを果たすこと」（the exercise of guardianship）と定義されています。

法の内容と実際の適用については、平松紘先生が『ニュージーランドの環境保護－「楽園」と「行革」を問う』の中で詳しく論じておられますので、私はここで別のもう一つの魅力的な文章を皆さまに紹介したいと思います。配布資料をご覧ください。この魅力的な文章は、ザ・ニュージーランド・マオリ・ कांग्रेस（The New Zealand Maori Congress）

が「ア・ステートメント・オブ・エンヴァイロメントアル・プリンシプ
ルズ」(A Statement of Environment Principles)と題して、1991年に
作成した環境政策における原則についてのステートメントです。この宣
言書は翌1992年の国連環境開発会議(地球サミット)に提出されまし
た。この中にはマオリの神話に端を発する価値観や哲学が凝縮されてい
ます。全12項目のうちの幾つかをここに取り出してきました。

その第一には、こう書かれています。「環境の管理は、われわれ祖先
の始源(はじまり)、資源の文字通りの具現したもの及びわれわれの終
(つい)の休息の場としての環境を、神聖な統合体と見なす敬意に基づ
いて行われるべきである」環境は神聖な統合体です。マオリにとって空
は神です。大地も神です。森も神、海も神です。それぞれ、ランギ、パ
パ、タネ、タンガロアといった名前が配されています。

第二には、「われわれは自然環境を、われわれがその一部であるところ
の命を持った体系として扱わなければいけない。他者の人格を尊重する
のと同じように、自然をわれわれは敬わなければいけない」とあります。
人間は自然の一部であり、自然の上に立ち支配するものではありません。

3番目は、大変興味深いです。「われわれが今委託されている環境に
関して、われわれは他世代への責任を有している。現世代の人間は過去
の世代と未来の世代の人間に対して責任を有している。この自然環境は
祖先から手渡されたものであって、われわれはそれをわれわれの子孫に、
少なくともわれわれがそれを受け取ったときの状況を損ねることなく
渡さなければいけない。遺産の価値を向上させるためにできることはす
べて行わなければいけない」この世代を超えた責任感こそは、現在の日
本に最も欠如している視点ではないかと思えます。

4番目を飛ばして、11番目に行きます。「良き生存者として、われわ

れは無駄を出さないという倫理をすべてのことに適用することを学んできた。その倫理は個人が有するエネルギー、エネルギーそれ自身、人々の才能、周りの世界の資源に対して適用しなければいけない。他者がごみと呼ぶものさえも無駄に扱ってはいけない」ここで面白いのは、この無駄を出してはいけないという倫理を人々の才能にまで広げて適用している点です。ニュージーランドは、国民のポテンシャルが最大限に活かされるために個人の才能の発現を妨げる障害を取り除くことに力を注いでいます。女性、先住民族、障がい者、外国人、こういった人たちに対する政策を見れば分かると思います。

そして、最後ですが、「生態学的原理であるところの全体論は、人間の思考がつくり出したものでも科学が発見したものでもない。それはわれわれの神話が示すとおり、世界の始まりから存在していた。そして、その中には、人と人、人と神々、人と自然といった関係性についての倫理も含まれている」私たちは独自に独立して存在しているのではありません。すべてがつながっており、互いに影響を与え合いながら存在しています。人間は大きな全体の中の有機的な関係にある一部分です。ですから、自然を破壊することは人間を破壊することに等しいのです。

1975年から1979年まで、ニュージーランド政府で民族問題の調停の任に就いたハリー・ダンズィーは、マオリ文化とヨーロッパ文化の優れた部分を取り入れることで、ニュージーランドは独自の豊かな文化を発展させていくことができると信じていました。彼はまた、劇作家として、パリハカにおいて、テ・フィティによって展開された政府の土地収奪に対するマオリの非暴力抵抗運動に材を取った「テ・ラウクラ」という作品を残しています。この劇の終盤で、不当に白人に逮捕され、獄中生活を終えて、破壊、略奪されたパリハカに戻ってきたテ・フィティを出迎えた群衆を前に、彼はこのように言います。「パケハが正しくないとき

には、私は霊の武器をもって彼と戦おう。だが、私は彼がただパケハであるという理由のみで戦うことはしない。私たちは、パケハもマオリも皆神の子どもたちである。私は神の子どもたちの間に悪が入り込むことを望まない。かつて私は、パケハが彼らの国に帰るであろうと思っていた。だが、今はそうではないことを知っている。だから、今あなた方に言う。悪しきパケハのみを見て、全てのパケハがそうであると判断してはいけない。私が心から望むことは、パケハとマオリが相共に平和に助け合って暮らしていくことである。白人からマオリは知識を教わり、マオリは白人が強欲という罪に打ち勝つことができるよう助けるのだ」

ニュージーランドはマオリの思想を国政に導入することで、資本主義を相対化し、その暴走を抑えようとしているように見えます。

東日本大震災後の政治が迷走する中、私たちが日本の 50 年後、100 年後の姿を想像するのは非常に困難です。しかしながら、ニュージーランドはマオリの知を文化的資源、未来へ向けての生き方の資源として活用することで、持続可能な、より豊かな国の未来図を描くことを可能にしているように私には思われます。

【パネル・ディスカッション】

行財政改革・大学改革

水田 健輔（東北公益文科大学教授）

東北公益文科大学の水田でございます。遠路、こちらまでお越しいただいた先生方、多数いらっしゃると思っています。本当にありがとうございます。

皆さまもご存じのとおり、ニュージーランドの行政改革については当学に和田明子という日本を代表する研究者がおりますので、私としてはすごく恥ずかしい面があるのですが、何か少しでもご参考になるところがあればと思い、発表内容を用意致しました。

私自身は政府の会計制度に関する研究をずっとやってまいりました。その関係で、会計制度はどうしてもマネジメントと一体になっておりますので、政府のマネジメントをどうするかということと、会計制度、両建てで研究を進めておりました。ニュージーランドの行政改革は、政府の会計制度にも大きな変革を迫った先駆的な事例ですので、研究対象として参りました。

それから、この大学には昨年の4月に赴任しましたが、その前に独立行政法人におりまして、大学の経営に関する研究も行っていました。その際にはニュージーランドにおける、特に高等教育機関への資金配分面の改革を研究しておりまして、そこで得られた情報を少しではございますが、お示しできればと思っております。

きょうの発表内容は、このようになっておりました、行政改革と大学改革を見てみます。あまり詳しくは触れません。時間の限界がございしますので、こういったことは専門の方だけではないと思っておりますので、どう

ということが動いていたかということだけ少しおさらいをしたいと思います。

実は、ニュージーランドの中でも改革の方向性はかなり変わりつつあるように、表面からは見受けられます。それから、行政学、あるいは公共経営の学会でも、ニュージーランドで行われているマネジメント改革のことを、NPM と名付けているケースが多いのですが、NPM は終わったとか、NPM は死んだとか、あるいは NPM を超えてとか、そういうことを言う方が最近すごく多いのです。

ただ、本当にそういうことが起きているのかどうかということについては、私はちょっと疑問をもっていて、ずっともやもやした気分がありました。昨年、ニュージーランドの行政職にある方とイギリスの学者が共同で論文を発表していて、この中にいろいろと実証的なことも書いてありますので、それをご紹介します、私の結論としては、NPM のコンセプトが別に消えたわけではないということを経験的に申し上げたいと思っております。今申し上げたのがここに書いてある発表趣旨でございます。

それでは、まずどのようなことが起きていたのかということを経験的に、先ほど触れた論文をもとに振り返りたいと思います。

ニュージーランドの行政改革については、当学の和田が大変よく整理した論文を発表しておりますので、ぜひご一読頂ければと思います。この論文の中で、和田はニュージーランドの行政改革を3世代に分けております。そして、1999年が大きな境界線になっております。ご承知置きのとおり、このときに労働党に政権が移りました。

第一世代は1980年代の初めのころで、このときは政府の財政状況も、経済状況も最悪でございました。いろいろとニュージーランドの財務省

から政策提言書が出て、それに基づいて急進的な行政改革が進められたことはご存じの方も多いと思います。

その特徴については、幾つかあります。ここに書かれているものだけではないので、ご注意くださいと思いますが、まず、政府を「政策を立案する機能」と「サービスを現実に提供する機能」に分けて、市場メカニズムの導入し、サービスの提供については一番専門性が高く、効率的に良質なサービスを提供できるところが担当する仕組みを作りました。そして、誰が担当するかについては、市場の中で選んでそこに任せることとなります。

大臣と次官のマネジメント関係についてですが、これは鎖のようにずっとマネジメント関係はつながっていき、政治的に公選で選ばれた政治家の大臣と官僚である次官の間で、大臣はこれだけの行政サービスをきちんと達成してほしいということで、契約関係を結びます。契約関係を結んだ後は、自分の代理人にすべてお任せして、権限を委譲し、とにかくあなたの能力で一番いいプロセスを経て、一番いい形でインプットを調達して約束しているサービスを達成してください。達成できているかどうかはきちんと年次あるいは中期的に大臣に報告しなさい。こういう、民間と同じような契約を結んで、契約に定められていることをきちんと達成して、それを大臣に報告するという体系を作ったわけです。

もう一つは、達成されたかどうかによって、この次官の処遇が決まってくるということになります。成果主義が入ってきたわけです。

そのような形で、政府が政府らしくなくなったというのが第一世代と言えると思います。

第二世代については、2004年のクラウンエンティティ法が代表的な法律として挙げられていますが、これは第一世代と逆の方向に向かいます。

第一世代では、専門性を重んじて、政府を分断化したのですが、第二世代では組織を統合して、全政府でコーディネートして一番より良いものを作るようにしましょう、そういう視野を持ちなさいというふうに、少し視点が昔に戻った感じになっています。

それから、政策提言機能とサービス提供機能を分化する第一世代についても、これはいい場合もあるし、悪い場合もある。これはステート・サービス・コミッションの文献にあるのであうが、本当に適用すべき場合とすべきでない場合があるというように、「とにかく全面的に適用する」という姿勢はなくなりました。

それから、先ほどの第一世代の場合は、どれだけの量の行政サービスを提供するかを契約として約束していたわけですが、そうではなくて、提供されたサービスがきちんと社会のために役立っているのか、政府の目的を達成するために貢献しているのかという点をアウトカムという形で測定して、それで管理しましょうという形に変化したわけです。

また、公務員については、自分の処遇を良くするために、契約に定められた目標の達成に注力するのではなく、もっと倫理的な価値観を共有して行動規範を重視するという方面に行ったわけです。

和田の論文では、その後、2008年に国民党政権になってから第三世代が始まったのではないかという仮説が述べられています。

次に、大学改革ですが、こちらもほぼ同じようなことが起きています。資料にある「第三次教育」という用語はあまり一般的ではありませんが、大学だけではなく、日本で言えば高専とか専門学校とか、高校卒業後の進路に含まれる教育をすべて含めています。1989年の教育法で、第三次教育機関を法人化して権限移譲することになりました。その代わり、チャーターという戦略を立てさせて、それを実施してもらおうという形をと

っています。

それから、授業料の導入とフルタイム学生ベースの補助、ここが割と重要でして、結局市場原理を導入したわけです。何をやったかという、バウチャー制を思い浮かべていただければと思いますが、学生が来る大学が良い大学、つまり市場で選ばれる大学が良い大学であるという前提に立って、フルタイム学生数に比例して政府が補助を出す形に切り替えたわけです。

結局何が起きたかという、学生をどんどん入れて国からお金を取ろうというインセンティブが生じてしまいました。

第二世代と書きましたが、これは和田の分類からすると、1999年の労働党政権への移行に基づいて、やはり第一世代で行われた改革の揺れ戻しのようなことが起きます。

最初に、政権が代わった途端、競争モデルの中止が宣言されます。改革というのは競争するのではなくて、「協働と協力」をなささいということになります。第三次教育セクター全体で最適になるように行動なささいとされて、国レベルで国家戦略を立てて、それに基づいて計画等の目標を立てるという制度に代わっています。

しかし、これについて、ニュージーランドのオタゴ大学に行ったときに、大学のC00（最高実務責任者）に聞いてみました。「協働と協力」の体制とは何ですかと聞いたら、「いや、そんなのは言葉遊びで、何も変わっていない」とおっしゃっていました。現地に行ったのが2006年だったので、そういう答えが返ってきたのかもしれませんが。

その後、少し財源の配分方法が変わりましたので、ちょっと考え方は変わっているのかもしれませんが。どういうふうになったかという、学生数に比例して配分されるのではなくて、学生がきちんと卒業できるか

どうか、達成度に応じて配分するというふうに今は変わっております。

そこで問題提起をしたいと思います。改革の方向性の変化は（スライドにある）6 つだけではないのですが、まず、すごくクリアな市場化とか、あるいは民間の手法とか、できるだけ専門性に任せてそこに分権化して目標さえ達成してもらえばいいという考え方、あるいは、その目標達成に対してインセンティブを付けるというような方向性があったのですが、これが全く逆の方向性に移りつつあります。これは何だろう、学会でもすごく関心を集めているところでして、実はニュージーランドだけではなくて、ほかの国でも起こっていることですが、ニュージーランドは特に明確に起こっているので、話題になることが多いのです。

そこで二つの考え方があります。一つは、「NPM は死んだ」と、NPM はなくなって、ほかのパラダイムに移ったんだという考え方があります。

もう一つは、NPM に移る前の旧システムの良さが再発見されたと、だから NPM を導入したときに捨ててしまったものを取り返そうとしているという見方もできるわけです。

つまり、全く新しい段階に入ってしまった、あるいは古い時代に戻ったルネサンスだという、二つの極端な見方があるのですが、次にご紹介する論文からすると、そういうことではないようです。実は NPM は死んでなくて、いろいろな理由があって、NPM に様々な要素が付加的にくっついてしまったのだということをこの論文は結論づけていますし、私も多分そうだろうと思っております。

具体的にどういうことを調べたかという、ステート・サービス・コミッションが出しているドキュメントの内容を調べています。何を主張しているのかを 80 年代から 2000 年代にかけて調べているわけです。あと、上級官僚に対してインタビュー調査をしています。

時間がないので詳しくご紹介できず大変恐縮なのですが、上級官僚のインタビューを分析する際に PSB の概念を参照しています。ご存じの方いらっしゃるとは思いますけど、これはパブリック・サービス・バーゲンズという用語の略で、クリストファ・フッドが 2000 年代の初めに出した概念で、良い訳語が日本語になくて「政官交渉」と訳している文献があります。さっき、このパネルディスカッションが始まるまで適切な訳語をずっと考えていたのですが、いまのところ「政官駆け引き」が一番いいのではないかととりあえず思っています。

何かというと、政治家と行政のトップが自分の持っている権限を駆け引きの材料に使うわけです。ですから、例えば政治家であれば、任命権を放棄する代わりに、官僚の人たちに自分の政策を実現するために一生懸命働くロイヤルティーを高めてもらうとか、あるいは持っている能力（コンピテンス）を最大限に発揮してもらう、それを見込んで自分の権限を手放すということはあるわけです。

逆に官僚の側からすると、自分はその政策を正しいと思ってないけど、それに反論はしないと。反論する権利を捨ててしまうけど、政治家に一応協力することによって職を守るという行動に移る可能性もあるわけです。

要点だけ申し上げます。まず、ステート・サービス・コミッションのドキュメントに載っている話ですが、スライドの最後だけ見てください。新しいパラダイムへの変換というよりも、NPM に依拠する基本的な主張はずっと残っています。30 年間。ただ、どういうわけか、いろいろなものがくっついて来ています。ずっと、経済性や効率性の主張を残しつつ、もっと視野を（全政府レベルに）広げなさいとか、協力をしなさいとか、いろいろなことが付け加わっているという解釈のほうが事実合って

いるということです。

それから、インタビュー調査、先ほど申し上げました「駆け引き」の問題ですけど、実はオリジナルの制度は官僚の方から見るとそれほどうまく働いているとは思えないところがあって、特にスライドの3番目だけ申し上げておきます。

やはり、政治に対してどういう反応するか、というのは官僚の側からするとものすごく重要な話でして、結局、政争が激しくなるとそれに対してアドホックな対応をとるため、今までの流れと違うものが突然入ってきたりするわけです。

特に 1999 年は労働党政権に代わってネオリベラルから中道左派に基本的な考え方が移りましたので、それを軟着陸させるために、官僚の方の考え方、あるいは考え方というよりも「政治家に対するサポートの仕方」が影響を受けたということです。

スライドの最後の「三角関係」の話は面白いんですが、時間がないので飛ばします。

クラウンエンティティ法のケースですが、これはあまりにも政府が断片化しすぎたのでまとめましょうという話でした。ただ、この論文に書いてあったのは、おそらくデビッド・ギールさんが書かれたと思いますが、実はニュージーランドの政府の断片化は特に NPM 改革が始まってから急激に進んだわけではなく、それ以前からすごく多くの政府機関が存在していて、これは宿痾（しゅくあ）のようなもので、それを根本的に直そうとしたのがこのクラウンエンティティ法（2004 年）だったというお話です。

最後にまとめですけど、おそらく NPM の基本原理は捨てていません。ただ、いろいろなアドホックなこと、あるいは政治的な駆け引きの中で、

いろいろな要素を付け加ええざるを得なくなったというのが事実なのではないかということです。

ですので、憂慮されるのはスライドの3番目に書きましたが、(NPMの) 基盤部分と整合性が取れていないことが突然加わる可能性があります。それをどのように片づけていくのかというのは、おそらくニュージーランドでもご苦労になっている部分ではないかなと思います。

私自身は、日本では、NPMらしいNPMはいまだに導入されていないと思っていますので、正直言ってニュージーランドの動向をまねして、ニュージーランドで新しいことをやっているようだからこれを入れようなんてことは一切やめたほうがいいように思います。

ただ、陸上のトラックで例えると、日本は基本原理に沿わない形でスタート付近をよろよろと歩いていたんですけど、ニュージーランドはワッと走っていったら、1周回って同じところに戻ってきたような感じなので、日本としては「1周回ってきて、どうでした？」とニュージーランドに聞いてみるのはとてもいいことだろうと思っています。

ニュージーランドが教えてくれたこと

須藤 早貴（東北公益文科大学公益学部2年）

えっ、もう着くの！？ 時差でいつ寝ればいいのかわからないまま飛行機に乗っていた私達は、最高に眠い状態でニュージーランドに着いた。しかし、初めての外国の景色に眠気も吹っ飛んだ。車から見える道は見渡す限りの牧場。かわいい家たちがびっしり並ぶ住宅街。カラフルな看板や店ばかりの町中。季節は夏だし、周りからは英語しか聞こえてこない。日本とはまるで違った。

ワイカト大学に着くと、学校の中を案内してもらった。話では聞いていたが、森の中を歩いているような感覚になる。その中に、地図がないと迷ってしまうほどの建物がある。とても学校とは思えなかった。クラス分けのテストをしたあと、ホストマザーの **Rebecca**（レベッカ）が迎えに来てくれた。家まで2人で歩いて帰った。初めは何を話せばいいかわからなかったが、**Rebecca**（レベッカ）がニュージーランドについて説明してくれ、日本についてもいろいろ質問してくれた。私のホームステイ先の家は学校から歩いて20分くらいのところで、バスに乗らずにすんだ。家に着くと2歳の **Tahria**（タリア）とそのお母さんの **Sarah**（サラ）が出迎えてくれた。しばらくしてホストファーザーの **Mario**（マリオ）が仕事から帰ってきて、みんなでドーナツ屋に行き、また楽しく夕食を食べた。

Tahria（タリア）は私にすぐなついてくれて、いつも寄ってきてくれる。そのおかげで緊張感なく家で過ごすことができた。かわいくて仕方がないからいつも遊んでいた。**Sarah**（サラ）は私と年が近く、ニュージーランドで流行っている音楽や映画を教えてくれた。日本のアニメにも詳しく、ポケモンやワンピース、ナルトなどが有名らしい。**Mario**（マ

リオ) はまじめで優しいお父さんで、日本や日本の文化に興味を持ってくれ、いつも「日本ではどうなの？」と質問してくれる。また私と同じく歌やギターが好きで、よく一緒に歌番組を見たり、私が知っている洋楽と一緒に弾き語ったりした。日本の歌も聞いてくれた。音楽は世界共通なのだ実感することができ、本当に楽しい時間を過ごした。

ホストファミリーと過ごした時間の中で一番心に残っているのは、週末にオークランドに行ったことだ。朝早く家を出て車でオークランドの中華料理屋に向かう。着くと Mario の友達がたくさん来た。ニュージーランド人、中国人、ベトナム人、ブラジル人、フィリピン人、ケニア人、そして日本人。様々な人種の人たちがそろってみんなでテーブルを囲んだ。大勢の人の中で自己紹介をしてとても緊張したが、日本の柔道にとっても興味を示してくれた。柔道をやっていてよかった！と心から思った。食事が終わった後、ホストファミリーの親戚の家に行った。どんどん人が増えていって気づいたら20人くらいになっていた。子供たちと映画を見たり、バーベキューをしたり、みんなで歌を歌ったり、楽しくてあっという間に夜になっていた。日本では親戚同士で集まっても、同年代ばかりで話してしまいがちだ。しかしニュージーランドの家族は全員で同じ歌を歌い、いい雰囲気を感じた。帰るときにはみんな「Bye-Bye Saki」といってハグしてくれた。さっき会ったばかりの私にもフレンドリーに接してくれ、気にかけてくれ、とても温かい気持ちになった。

ニュージーランドに行って、家族同士の仲が良いことにとっても驚いた。ありがとう・ごめんなさい・うれしい・悲しい・好き・嫌いははっきり伝えられるからこそ、年齢や性別の壁を感じずに会話ができるのだと思う。日本人は、シャイなところがあり、言葉にせず心にしまっておくことが多い。例え血のつながった家族や、大親友でもなかなか素直に伝えられない。ニュージーランドの家族は、言葉にして伝えることの大切さ

を教えてくれた。

ニュージーランドでの生活で、一番多くの時間を過ごしたのは大学だ。ワイカト大学はとにかく広くて様々な施設がある。全部見たかったが多すぎて無理だった。いろいろな道を通ろうとしてよく迷子になった。木や草など自然が多いし、グラウンドもとても広い。しかしすべてきれいに整備されていて毎日過ごしやすかった。学生や先生はみんなフレンドリーで親切だし、とても素晴らしい大学だった。

午前の授業では、違う学校の日本人やサウジアラビア人と英語の基本などを学んだ。英語力が足りず、辞書なしではついていけなかった。午後は、午前の教室から歩いて20分はかかる教室まで行き授業を受けた。学校の敷地が広すぎると不便なこともある。午後は基本的に英語で話す授業で、先生が出したお題についてグループで話し合う。周りの人はみんな英語がぺらぺらで自分からどんどん話している。しかし私は先生が何を言っているのかも理解できず、自分の英語力のなさに愕然とした。初めは何もできなかったが、話しているうちに少しずつ理解できるようになって成長を感じた。英語力が格段に上がったというわけではないが、わからなくても自分から聞いて自分から伝えることができるようになっていった。難しいことは言えなくても、自分のわかる言葉で伝えようとするものの大切さを知った。間違っていたら、間違いを教えてくれるから成長できるし、わからないことを恥ずかしがることはないのだと思えた。最後には韓国人や中国人の友達もできて、とても自分のためになったし、楽しい授業だった。

金曜日の午後はアクティビティーで、ビーチ、ツチボタルが生息する洞窟、乗馬を体験することができた。特に印象に残っているのはビーチだ。水が透明で、感動して思わず服のまま飛び込んでしまった。みんなにワイルドと言われたが、後悔はしていない。こんなにきれいな海を見

たのは初めてだった。こんなところに住みたいと心から思った。

私のホストファミリーの家では夕食の時間が早い。だから夕食までに帰るのに苦労した。また休日はなるべくいろいろなところに行った。二回目の週末は、美咲のホストマザーが公益大の3人を家に泊めてくれた。私のホストファミリーはフィリピン人で、みんなの家と食事が少し違っていたから、本場のニュージーランド料理をご馳走になってうれしかった。4人で夜まで話したり遊んだりできてとても楽しかった。次の日4人でそのままオークランドに行った。私たちがいたハミルトンとは違って高い建物がずらっと並んでいて「都会」というかんじだった。日本でいう東京タワーのようなスカイタワーに行った。てっぺんから見た景色は、建物や道路だけではなく海や船が見えて本当にきれいで、写真を撮るのをやめられなかった。ニュージーランドには「お土産」という文化がなく、そういう物はなかなか売っていない。オークランドに来てやっとお土産が買えた。有意義な休日だった。

ある休日には、一人でバスに乗ってショッピングモールに行った。言葉も道もよくわからない異国の地に一人でいるのに不安や恐怖がまったくなかった。なぜだろう？それは、わからないことや困ったことがあっても何とかできるという確信があったからだ。今までのニュージーランドでの経験で、わからなかったり間違ったりしたとき、必ず誰かが親切に教えてくれたのだ。私のような外国人のつたない英語を聞いてくれ、理解しようとしてくれた。たくさんのニュージーランド人の優しさにふれてきたからこそ、積極的に自分のやりたいことができた。

私は自分の考えを人に伝えるのが苦手で、はっきりとNOと言えない性格だから外国でやっていけるか心配だった。しかし、ニュージーランドではYES/NOをはっきり言わないと伝わらないしそれがふつうだから、私も自然にできていた。日本にいる時より素直で自分らしくいられ

たのだ。日本人は、はっきり言わずに雰囲気で察しなければいけない場合が多々あるからどうしても気を遣ってしまう。ニュージーランドで、人に合わせることはない、自分は自分でいいのだと思えた。

この3週間で、飛行機が飛ばなかったり、携帯電話を落したり、夜の街で迷子になったり、空港への送迎の運転手が寝坊したり、スーツケースが消えたり、様々なトラブルがあった。しかし、そのたびに人の温かさにもふれることができた。公益大から一緒にニュージーランドに行った3人との絆も深まった。行く前は話したこともなかった人もいたが、今では兄弟のように仲がいい。今年は4人という少人数だったが、だからこそよかったことがたくさんあった。この4人でニュージーランドに行けて、本当によかった。

ホストファミリー、ワイカト大学のみなさん、一緒に留学したみんな、留学を支えてくださった全員に感謝している。私はニュージーランドが大好きだ。休日に4人でロトルアという観光地に行く予定だったのに嵐で行けなかったし、バンジージャンプもやっていない。やり残したことがたくさんある。3週間は、あまりにもあっという間だった。だから将来、もっと英語で話せるようになって絶対またニュージーランドに行こうと思う。

New Zealand に支えられて

千葉すずな（東北公益文科大学公益学部 2年）

私は、最後までこのニュージーランド短期留学に行くことに実感がわかなかった。なぜなら英語が大の苦手で、しかも嫌いだったからだ。それなのになぜこの短期留学に参加したのかというと、学生のうちに海外の文化を知ってカルチャーショックを受けてみたかったからである。そこに、友達がちょうど留学に行くというので半ば無理やり自分に行くという状況に追い込んで、この留学に参加した。そのため英語力にはかなりのコンプレックスをもったまま、私は日本を発った。

韓国で予定外に1泊することになったので、ニュージーランドに着いたらホストファミリーに会わず、まずクラス分けのテストを受けた。当たり前だが問題文からすべて英語で、やっと英語圏に来たのだと実感した。

その後、ホストファミリーと対面した。私の迎えには、ホストマザーの Rhonda と娘の Olivia とその友達2人が来てくれた。私は娘が一人と聞いていたので、大勢の迎えに少し戸惑った。みんなでいる教室から一人出て、そこから英語しか話せない場所で生活する。その状況になると、教室から出るのは想像していたよりもかなりの勇気のいることだった。それでもファミリーたちについて行き教室を出ると、途端に質問攻めにあった。私はさっそく英語力の無さを実感した。出身地や大学のことを聞かれて、言いたい単語は出てくるが、それを思うように文章にできないのだ。しかしホストファミリーたちは、拙い英文や単語から精一杯読み取ってくれ、私の理解できない単語があったら別の言葉に置き換えて話してくれた。

家では息子の Sam が迎えてくれた。ホストファザーの Wayne は大工

なので、何日か家を空けることがあり数日後に会った。みんな本当によくしてくれたので全くホームシックにならなかった。だからこそ、私はずっともどかしさを感じていた。自分の感情をうまく表現できないのだ。

留学して初めての休日で、ホストファミリーは私を観光地に連れて行ってくれ、しかも2泊した。Rhondaの実家でおばあちゃんのバースデー・パーティに参加させてもらい、Oliviaが海で4.5km泳ぐ大会の応援にも行った。観光では滝や温泉や間欠泉を見て、ほんとうに充実していた。でも、とても感動して感謝していても、私はそれを伝えられなかった。日本語なら「よかったね」「すごく綺麗」「頑張ったね」「こんなことまでわざわざありがとう」など伝えたいことはたくさんあった。しかし、英語の感嘆詞が自然に出るわけがない。よく考えたら、今までの授業で感情を表す言葉はしっかりと習ってきていないと気づいた。授業で習う英語と話すときの英語は違ふとよく聞くけれど、このことかと思った。うまく英語が話せないから、せめて毎回感謝していることととても嬉しいということを伝えたくて、ニュージーランドでは感情を表す日常会話ばかりを勉強していた。

毎日の授業は英語なのに全然苦痛ではなく、むしろ楽しかった。クラスの人ほとんど日本人なのだが、たまに中国人や韓国人、アラビア圏の人もある。英語の実力もまちまちだ。中国人は発音がしやすいのか、かなり英語の発音がうまい。しかしよく聞いてみると、話している内容は私たちとあまり変わりがなく、発音が違うだけでこんなにもうまい印象になるのかと感心した。今まで私は重要視していなかったが、発音は大事だと学んだ。

また、留学生だからかもしれないが、みんなが「自分から声をかける」「声をかけられたら受け入れる」という姿勢で人と関わっているから、初対面でも話しやすく声をかけるのが億劫ではなかった。正直に言って、

日本でならわざわざ知らない人と話さない。ましてやいつも一緒にいる仲のよい人がいるのなら、そんなことをしようとも思わない。日本には、私と同じような考えの人は多くいるように思える。仲間意識というのは素敵な感情だ。しかし、まわりに違う考え方や生き方の人がいるのに何も知らずとしないのは、せっかく新しいことを知るチャンスなのにもったいないと思う。ニュージーランドでは、今日はどんな人と話せるのだろうとわくわくしながら学校に行っていた。私は大学までバスで行くのだが、そのバスにはほかの留学生もたくさん乗っている。そこでも誰かと交流できるし、その状況がとても心地よかった。ここに来て誰かと関わるのが怖いと言っているのはもったいない。日本にいるよりも、日本人もフレンドリーで知り合いもたくさんできた。仲間意識を「留学生」や「同じ大学」で広げていったから、気軽に話すことができたのではないだろうか。

毎日6時頃に起きてサンドイッチを作り、大学で授業を受け、帰りは街の中を探検して帰る。そして、家では夕飯を食べてファミリーと休んで10時には寝る、というような生活をしてきた。すると、ケータイなどいらないということに気づかされる。日本ではほとんどケータイを手放せない生活をしているが、明日になれば会えるからいいと思うようになった。SNSをチェックするばかりの生活がおかしく感じる。なぜなら目の前に楽しいことがいっぱい、目をはなしていられなかったからだ。画面など見ているひまがない。私はファミリーと「会話」がしたかった。

英語で会話など、この実力では難しい話だった。しかし早貴さんが持って来て余っていたお土産のだるまおとしを、もったいないので私のファミリーにあげたことで私は急速に仲良くなれた。Oliviaは13歳でSamは16歳だったから子供と遊ぶということはなく、なかなか仲良くなるきっかけがなかった。しかし、だるまおとしを持っていったら興味

をもってくれ、しかも家族みんなが遊んでくれたのだ。Olivia とは、一緒にムービーを撮るまで仲良くなれた。ほかの公益大生 3 人にだるまおとしを成功させるところを見せたいと言うので、私が終始撮っていた。何度も失敗するし、はじめのコメントもどちらかが笑ってしまうから何度も撮り直した。最後の一つになるころにはもう寝る時間を過ぎていた。もちろん私はろくな英語は話せていないのだが、Olivia が最後のだるまを倒してしまったときに「Secret! Secret!」と言ってだるまを元に戻したり、最初から倒してしまったときは「Practice」と言ったりしていた。日本でも同じようなことを言うだろうと思いながら、私も一緒になってその言葉を続けていた。ただ同じ言葉を言っているだけなのに、そのときだけはとても英語が身近に感じられたのだ。おそらく会話ができればこんな感じなのだと思う。もちろんその日はとても楽しかった。

そして私は、ニュージーランドの人の優しさ、あるいは寛大さに、カルチャーショックを受ける。2 週目の金曜日、公益大生 4 人でバスを使ってセンター街に行き一緒に夕飯を食べた。しかし予想外に時間がかかってしまい、帰る予定の時間が過ぎてしまった。バスで帰ると伝えていたが、外に出ると暗くて雨が降っていて、街もネオンで外国の夜の街らしくなっている。私たちは簡単に道に迷ってしまった。怖かったし、申し訳なかった。しかし、その時 Rhonda からメールがきて「今どこ？よかったら車で送るよ」と言われた。今いる場所がわからなかったので、ようやく見つけたガソリンスタンドでわかるまでの道のりを聞いた。すると、道を教えてくれた女の人が「私がそこまで送ってあげるよ」と車を出してくれたのだ。お互いにとって危険だという考えもあるし、日本ならそこまでしないだろう。突然訪ねてきた外国人の学生を、わざわざ車で送ってくれるその優しさに私は感動した。しかし Wayne はまったく気にしないで、写真を見て「こんなものも食べるなんてなかなかやる

ね」と冗談を言ってくれるし、本当に心が救われた。ここの人たちの優しさを身をもって体験した日だった。自分の損得を考えずに行動することが、自分にとってはかなり新鮮だった。

こうしていくうちに、私は3週間の短期留学を終えた。まだ学んだことはたくさんあるが、書ききれそうにない。積極性がないと損なだけだと思い知らされたし、英語への苦手意識は知らないうちに好意へと変わっていった。この3週間は、普段の3週間より多くのことを学べたと思う。忙しいが楽しくてキラキラした毎日だった。語学力が心配だなんて言われていけない。どうせ何かが足りないと感じかされるのだから、少しでも興味があったら留学を考えてみてほしい。胸を張って行ってよかったと言えるし、きっと3週間では物足りないと感じるだろう。私はまた **Warlow Family** に会いに行きたいと思っている。今度はきちんと感謝の言葉を言いこ。

最後に、この短期留学に携わったすべての人に感謝したいと思う。帰りの空港までのバスの運転手が寝坊したり、その後韓国でキャリーケースがすぐに秋田に送られて荷物なしで1泊したのも、今ではいい思い出である。ほんとうに、貴重な体験をありがとう。

ニュージーランド体験記

山田 晃大（東北公益文科大学公益学部2年）

はじめに、私のニュージーランド短期語学留学での目標を紹介したいと思う。まず、語学力の面では、①相手の言葉を聞き取れるようにする、②自分の言いたいことを英語だけでしっかり伝えられるようにする、③たくさんの人とコミュニケーションをはかる、④ネイティブな英語の発音を喋れるようにする、だった。生活全般では、①ホストファミリーと仲良くなる、②自分の意見をはっきり言う、③何もしない時間を作らない、④友達をたくさん作る、⑤食文化を楽しむ、⑥スポーツを楽しむ、だった。この目標の評価の結果は、最後に書きたいと思う。

私がこのニュージーランド短期留学に参加しようと思ったのは、単なる好奇心からであった。英語に特別苦手意識はなかったが、得意だったわけでもない。正直に言えば、高校時代から考えれば自分が留学するとは思ってもしなかった。

ただ、大学に入学してニュージーランド短期語学留学の存在を知り、なぜか気になり昨年の留学の資料を調べてみた。すると、ますます興味を持ち、短期語学留学に参加したいと思うようになった。今まで強く何かをしたいと思うことがあまりなく、ここまで心を動かされたのは初めてに近かった。また、「大学で学生のうちにしかできないことをしよう」と決めていたので、留学することに迷いはなかった。

私にとって初めての海外。そう考えただけでテンションがあがった。しかし、出発の日が近づけば近づくほど、不安が大きくなっていった。はたして自分の英語がどこまで通用するのだろうか。自分の海外での生活が全くイメージできず、悩む日々が続いた。

そして、いよいよ出発の日。まだ薄暗い酒田を後に、秋田空港に向かった。ここで、ハプニングが発生した。秋田が吹雪で飛行機が着陸できないとのことだった。そのせいで、予定していた韓国－ニュージーランド間のフライトに間に合わなくなったため、私たちは韓国に一泊することになった。この日の韓国の気温は、 -5°C 。軽装だったこともあり、凍えてしまいそうだった。しかし、思ってもいない韓国滞在中で、本場の石焼きビビンバやキムチを食べ、観光もできたのはラッキーだった。

次の日、一日遅れでニュージーランドに向かった。ニュージーランドに着き、バスですぐにワイカト大学に向かった。ニュージーランドに着いてまず思ったのが、とにかく「暑い!」。それもそのはず、日本とは季節が逆だからだ。まさに「異国に来た」と感じさせられた。

この日はとても天気がよく、バスから見える景色がとてもきれいだった。ニュージーランドの景色に感動していると、あっという間に大学に到着した。初日は、授業のガイダンスやクラス分けのテストをした。そして、ようやくホストファミリーとの対面である。この日はホストマザーの Pam に迎えに来てもらった。自己紹介の言葉は考えていたものの、いざ喋ろうと思うと思うように言葉が出てこない。それでも、私の話を熱心に聞いてくれ、考えながら理解してもらえたようだった。家に着き、他のホストファミリーにも自己紹介をした。家族構成は、父 (Grant)、母 (Pam)、娘 (Hayley)、息子 (Marc) の四人家族だ。みんな優しく、たくさん話しかけてくれた。しかし、聞き取れないことがあったり自分の意見が英語でパッと出て来ず、辞書を使いながらの会話だった。

次の日から本格的に授業が始まった。午前中は主にライティングとリスニングで、午後はスピーキングといった授業だった。この日は初

めでの授業ということもあり、とても緊張したことを覚えている。しかも、ネイティブな英語は聞き取りづらく、ゆっくり話してもらってやっと理解できる程度だった。授業が終わり、家に帰っても英語での会話が待っていた。食事は、日本とは違い主食がいもでさすがに飽きてしまうし、グリーンピースやニンジンなどの野菜が毎回たくさんでるのだが私の口にはあまり合わず、思うように食べられない時があった。また、日本とは生活のリズムが違い、夜 10 時くらいには就寝する。慣れないことの連続で、私は体調を崩してしまった。それが一週間くらい続いた。

私は、このときずっと考えていた。「早く日本に帰りたい」と。日本で普通に勉強して友達と遊んだり、アルバイトをしたり、何不自由なく生活を送れていることがどれだけ幸せなことか実感させられた。そんな私を救ってくれたのは、同じ時期に短期留学に来ていた他大学の日本人学生だった。たまたま午前中の授業が一緒に話す機会があり、いろいろな話をした。次第に仲良くなり、今の悩みやニュージーランドに来て大変だったことなど何でも話せるようになった。ニュージーランドに来て初めて愚痴を話せる友達ができて、心がとても楽になった感じがした。それから、次第に学校に行くのが楽しくなり、体調も良くなっていった。最初はあまり理解できなかった授業も、日に日に聞き取れるようになり、スピーキングの授業では、毎回出される話題に対してしっかり自分の意見も言えるようになった。

毎週金曜日には、アクティビティがあった。1 週目には、ラグランビーチに行った、海がきれいで高台から見える景色は絶景だった。海で泳ぎ、気分転換になった。

2 週目に行ったワイトモケーブスでは、洞窟を探索しボートに乗った。洞窟は神秘的な空間で、不思議な空気を漂わせていた。真っ暗の

中、蛍の光だけが輝いていて美しかった。

3週目は乗馬をした。今まで馬に乗ったことがなかったので、少し緊張した。いざ馬に乗ってみると、想像とは違い揺れがすごいと感じた。自分の行きたいところと違うところに行ったりもしたが、思い通りに動かせたときはとてもうれしかった。

休日はフリーだったので、ホストファミリーと出かけたり、友達と買い物に行ったり、充実した休みを過ごすことができた。その中でも、今回一緒に行った4人でオークランドまで買い物に行ったのは楽しかった。自分たちだけで知らない街を探索し、スカイタワーを見たりお土産を買いに行けたのは、いい思い出になった。

そのようにしてあっという間に3週間が過ぎた。最後のフェアウェル・パーティでは、折り紙を披露した。盛り上がるか不安だったが、ホストファミリーの方々が盛り上げてくれたので、和やかにお別れ会をすることができた。修了証書をもらい、3週間たくさんのことがあったことを思い出しながら、フェアウェル・パーティが終了した。

私はこのたった3週間の滞在で多くのことを学べたと思っている。ニュージーランドの文化や習慣、語学力もそうだが、一番感じたのは、人とのつながりだ。日本人の私を受け入れてくれて、私の話が分からなくても何度も理解できるまで聞いてくれたホストファミリー。毎日の生活についていけず体調を崩した時に私の話を聞いてくれた友達。買い物に行った時など、道に迷った時に親切に道を教えてくれるニュージーランドの方々。

私は、これらの人と出会うことができ本当にうれしく思う。みんながいたから3週間の滞在をかけがえのないものにすることができたのだ。最初は「日本に帰りたい」と思っていたが、2週目、3週目と帰る日が近づくごとに「もっとニュージーランドにいたい」と思え

るようになった。これは多くの方々のおかげだと思う。自分だけでは解決できなかったことを、周りの人に助けてもらいながら乗り越えていくことができた。今回留学をする上で関わって下さった皆様に感謝したい。このことは私の中で大きな財産となるだろう。

ニュージーランドに留学し新たなことに積極的にチャレンジしていこうという意欲も出てきた。何事も考えてばかりでは答えは出ない。まずはチャレンジして、結果が出てから考えればいい。やらなくて後悔するよりも、やって後悔することの方が今後の人生においてプラスになる。ニュージーランドで学んだことを忘れずに、これからの生活を送っていきたいと思う。

最後に、短期留学での目標の達成度を、以下の1～5段階で自己評価した。1. 全く変わらない、2. 少しだけ達成できなかった、3. 変わらない、4. 少し達成できた、5. 達成できた。

語学力：①4 ②5 ③5 ④3

生活全般：①5 ②4 ③5 ④5 ⑤3 ⑥3

インターンシップで学んだ自分の無力と人の優しさ

山本美咲（東北公益文科大学公益学部2年）

3週間の短期留学を終えてから、私は3月12日から16日の1週間、オークランドでインターンシップをした。私はインターンシップの方が留学よりも不安だった。何故なら、今回の留学でインターンシップを行うのが私一人だったからだ。留学では大学に行けば友達がいたので、日本語を話せて英語を話すことが苦にはならなかった。しかしインターンシップは留学と違い、職場でもホームステイ先でも全部英語で話さないといけないという英語環境だった。1週間は短いようで、私には長い1週間だった。私はこの短い英語環境の生活で、留学では学ぶことのできなかった、人間として社会人として大事なことを学んだ。インターンシップは、自分自身を変える大きなきっかけとなる経験であった。

私が体験した職種は社会福祉のなかでも、介護職だった。介護職は高齢者の食事などの生活の介護を主にする職種で、現在高齢化社会にある日本で最も必要とされている職種である。私はインターンシップで、介護の大変さと英語の難しさを感じた。そして、人生で初めて英語を話すことへの絶望を味わった。自分の英語力のなさを感じたのである。その体験をこれから記したいと思う。



私のインターンシップ先はLady Ascot Rest Homeという女性だけの老人ホームだった。決して大きい施設ではなく、家のような施設に10人くらいのおばあちゃんたちが生活していた。この施設に初めて行ったとき、アットホームな雰

困気が日本とは違うと思った。Rest Home では、10 人の利用者を基本的に 2 人で介護していた。10 人のおばあちゃんたちの中には自分のことは自分でできる人もいれば、人の手を借りないといけない人もいて、差が大きかった。1 週間の午前と午後それぞれに予定が組まれていて、歌やダンスそしてドライブに行くなどおばあちゃんたちが毎日楽しめるようになっていた。

初日、私はインターンシップ先で OKC の人と待ち合わせをしていた。インターンシップ先は、ホームステイ先からバスで 15 分、歩いて 30 分で行けるところだった。道も覚えやすく、ホストファミリーから前日にバスと道については教えてもらったので安心していった。しかし、初日私はバス停を間違えてしまい、遅刻してしまった。OKC に連絡をしたが、繋がらずとにかく急いで職場に向かった。職場に行くと、OKC の方がすでに待っていて、遅れたことを注意された。初日から遅刻をするなんて、普通に社会人として働いていたら大変なことになっていたと実感した。それから OKC の方と一緒に簡単な説明を受けた。OKC の方と派遣先の担当者(Laima)が早い英語で話していたが、大体聞き取れた。説明は 5 分程度で終わり、心の準備もできないままインターンシップが始まった。初日は緊張ばかりで、おばあちゃんたちやスタッフとあまり会話ができなかった。ただ黙ったままで、話しかけられたことに微笑むことや、短い返事しかできなかった。何を話せばいいのか、自分の感情がどう話せば伝わるのかと、そんなことばかり考えていた。そのためインターンシップ初日はあまりいいスタートではなかった。不安ばかりが募って、ホストファミリーに相談しようと思ったが、留学の時のホストファミリーとは違い、打ち解けることができず、自分から話すことができなかった。

不安を抱えたまま、2 日目を迎えた。2 日目からはお金をかけたくな

かったので、歩いて職場に向かった。今日こそは間に合う予定が、5分くらい遅刻してしまった。5分くらいなら大丈夫かと思っていたが、職場に着くと OKC の方から電話がきていた。電話の相手は、OKC で私のインターンシップの担当をしてくれていたさおりさんだった。さおりさんからの電話で遅刻したことを注意された。2日も遅刻した理由を聞かれ、遅刻はいけないと強く言われ、遅刻は社会人としてはいけないことだと実感した。それから初日のことを聞かれ、話しているうちに涙が出てしまい、電話をしながら泣いてしまった。ニュージーランドに来たら絶対泣かないという決意は、ここで終わった。頭の中が混乱してしまい、泣くことしかできなかった。そんな私にさおりさんは、インターンシップを辞めるかと聞いてきた。私はインターンシップを辞めるという気持ちはどこにもなかった。たくさんの人のおかげでインターンシップという貴重な経験ができているだから、この貴重なチャンスを今ここで諦めたら絶対後悔する。私はさおりさんにインターンシップは辞めないと伝えた。最後まで頑張って乗り越えたいと強く思った。2日目はこのまま仕事を続けるのが難しかったので、2日目だけ午前で終わらせてもらい、午後は OKC 事務所に向かうことにした。職場で泣いてしまったので、スタッフの方やおばあちゃんたちにとっても心配された。電話が終わってから Laima が私の話を聞いてくれ、励ましてくれた。Laima に「みさきはシャイだから、もっと話して。おばあちゃんたちと色々な話をしてあげて。」と言われた。Laima の話を聞いて、介護の仕事は介護をするだけでなく、会話をすることも大切だと改めて感じた。些細なことから会話をすれば、話が盛り上がり、相手のことも知れるのだと思った。インターンシップが始まって2日目で私は英語での絶望を味わった。また自分の英語力の無さを実感した。自分の力の無さのせいで、多くの方に迷惑をかけたことをとても申し訳なく思った。同時に、泣いた私をス

スタッフのみんなが励ましてくれたので、人の優しさを感じた。2日目の午後は、OKC 事務所に行った後、街で買い物をして気分転換をした。気分転換ができたので、気持ちが落ち着き、残りのインターンシップを乗り切ろうと決めた。

帰宅してからは、3日目から自分のやるべきことを考えた。高齢者の方は、日本人と同じで、何度も同じ話をしたり、はっきりゆっくりと大きい声で話さないと聞き取れない人がたくさんいる。それが英語となると日本語で話すよりも難しいことである。そこで私は、紙を使って、英語を書きながら話をすればいいのではないかと考えた。考えたことは実行しようと思い、3日目からはメモ用紙とペンを持っていくことにした。また、自分からいろいろなことを聞いて相手のことを知ることと、スタッフにもおばあちゃんたちにも笑顔であいさつをすることを決めた。

3日目からは自分が決めたことを実行した。紙を使って会話をすると、会話が弾んだ。名前や誕生日や好きなことなど、相手のことを知るためにいろいろな質問をして会話をした。また自分のことも話した。すると、おばあちゃんたちは笑ってくれた。こんな些細なことで人は打ち解けることができるのだと、コミュニケーションの大切さを改めて感じた。おばあちゃんたちと会話をするだけでなく、食事の配膳や介助、ベッドメイキングなどちょっとした介護の手伝いもした。おばあちゃんたちは私が食事を渡したりする度に、毎回「ありがとう。」と笑顔で言ってくれた。その時、私は人のために自分が何かをすることはとてもいいことだし、人に感謝される仕事はいいと思った。介護の仕事をするだけでなく、おばあちゃんたちと一緒にドライブや歌も楽しんだ。スタッフも一緒に楽しんでいる姿を見て、この施設はとても温かいところだと思った。

こうして短いようで長い1週間のインターンシップが無事に終わった。私はインターンシップを通して、自分の無力さを実感した。日本語

を全く話せないカルチャーショックに陥り、私にとってはとても大変なインターンシップだった。このインターンシップで私は自分を見つめなおし、向き合うきっかけができた。自分の弱さを目の前に突き付けられ、自分と戦った経験だった。

私はこのインターンシップでたくさんの人と出会った。その中で、1人の女性が私の中で1番印象に残っている。その女性は20歳のAshlynである。AshlynはRest Homeで働きながら、看護師になるために大学に通っていた。私は日本に帰国する前日が休日だったので、Ashlynにオークランドガーデンに連れて行ってもらった。年が近いこともあり、たくさん話をした。Ashlynはアジア人で看護師になるためにNZに来たそうである。年が一つしか変わらないのに、働きながら大学に行っているなんて驚いた。私はAshlynと話をして自分の努力の足りなさを痛感した。Ashlynとの出会いは私にとってとても大きなものだった。オークランドで年の近い友達ができるとは思ってもいなかったので、とてもうれしかった。私もAshlynのように、自分の夢に向かって頑張ろうと思った。

私が無事にインターンシップを乗り越えられたのは、自分の力ではなく、家族や友達の応援、松田先生や伊藤さんそしてOKCの方々のサポート、そしてRest Homeのスタッフの優しさや支えがあったからである。おかげで私はインターンシップで人生の貴重な体験ができた。一人でのインターンシップは不安でいっぱいだったが、自分にとってこれから大切なことを多く学んだ経験だった。

私の体験談を読み、インターンシップを辞めようと思う人がいるかもしれない。しかし、私はインターンシップを考えているなら行くべきだと思う。失敗はたくさんするかも知れないが、きっと留学よりも良い経験になると思う。インターンシップを迷っている人は、やってみるべき

だと思ふ。一人でもやってみることが、自分の大きな成長につながるだろう。

私はこれからこの経験を無駄にはせず、自分の目標に向かって一生懸命頑張りたい。そして将来たくさんの人の助けとなり、たくさんの笑顔を与えられるような人になりたい。

最後になりますが、私に貴重なインターンシップを経験させていただきありがとうございました。

『ノート』メモ

◇2012年度の『ニュージーランド・ノート』をようやく発行することができました。たいへんお忙しい中ご寄稿下さった皆様に、厚く御礼申し上げます。今号から電子版での発行となりました。より多くの方々に『ニュージーランド・ノート』掲載の諸論考をご覧いただけることを願っています。

◇2012年度の研究所の主な活動は次のとおりでした。

1. 研究会の開催

第33回 2012年4月20日(金) 16:20~18:00

酒田キャンパス・共同研究室 E

和田明子「ニュージーランドの80年代以降の公的部門改革が震災復興行政に与えた影響・成果」

第34回 2012年6月23日(土) 13:00~16:00

酒田キャンパス・大教室 (301)

<ニュージーランド研究所創立10周年記念シンポジウム>

『『小さな大国』ニュージーランドの教えるものー日本はニュージーランドに何を学ぶか』

基調講演：小松隆二（東北公益文科大学初代学長・学外研究員）

シンポジウム：ステファン・コーベット（ニュージーランド大使館一等書記官）

「震災とエネルギー問題」

高橋康昌（群馬大学名誉教授・学外研究員）

「非核政策」

澤田真一（弘前大学准教授）

「マオリの文化的資源」

水田健輔「行財政改革・大学改革」

第35回 2012年10月27日(土) 13:30~16:30

京都キャンパスプラザ

<日本ニュージーランド学会・ニュージーランド学会との合同研究会>
和田明子「カンタベリー地震の復興行政に対する公的部門改革の影響」

山岡道男（早稲田大学）「3人のヤングマオリ・リーダー」

川本明人（広島修道大学）「ニュージーランドの銀行と通貨」

第36回 2013年3月20日（水・祝）13:00～16:00

酒田キャンパス・大教室（301）

<早稲田大学現代政治経済研究所共催・日本学術振興会後援>

シンポジウム「東日本大震災・復興を考える」

基調講演：柄谷友香（名城大学）「東日本大震災後の地域・生活再建
を支える「中核被災者」の役割と可能性」

報告Ⅰ：松井望（首都大学東京）「震災2年目の復興行政の現状 現
地調査からみたその進みと遅れ」

報告Ⅱ：和田明子「ニュージーランド・カンタベリー地震の復興行
政から学べること」

パネルディスカッション：稲継裕昭（早稲田大学）、柄谷友香、
松井望、和田明子

2. 著書の出版

日本ニュージーランド学会・東北公益文科大学ニュージーランド研究
所編『「小さな大国」ニュージーランドの教えるものー日本はニュージー
ランドに何を学ぶか』論創社、2012年。

学内研究員の担当章：

和田明子「選挙制度の公正性ー「制度の決定方法」と「一票の格差」
の問題から」

武田真理子「1938年社会保障法の日本への紹介と評価ー世界で最
初の体系的社会保障法の日本への影響ー」

澤辺みさ子「障害当事者とのパートナーシップによる障害者施策の
推進」

竹原幸太「ファミリーグループ・カンファレンスの研究動向と日本
での実践課題」

3. その他

酒田市図書館報「光丘」への寄稿

2012年8月1日号：遠山茂樹、2013年2月1日号：竹原幸太

『ニュージーランド・ノート』第15号の発行、など

◇当研究所は2002年の開設以来10周年を迎えました。2012年度の活動は10周年を記念したシンポジウムの開催や著書の出版などを充実したものとなりました。これまで当研究所の活動に参加し、あるいは支えて下さった全ての皆様にあらためて感謝の意を表します。今後とも研究活動を充実させ、ニュージーランド研究の意義を世の中に発信していきたいと思えます。

◇次号の発行は2013年中を予定しています。原稿は随時募集しておりますので、編集長（wada@koeki-u.ac.jp）までメールでお送り下さい。特に、「地域連携」「地方分権・地方制度改革」のテーマで特集を組みたいと考えておりますので、奮ってご投稿ください。

◇当研究所の事務を中心になって担ってきた中村優さん、そして上野春香さん・本間孝行さんなど多くの事務スタッフが2013年3月末に退職しました。これまでの研究所に対する多大な貢献にあらためて御礼申し上げます。今後益々のご健勝をお祈りいたします。なお、今号の発行は、川上健太郎さんをはじめとする事務スタッフ及び英文タイトルのチェックをして下さった菅井マリー先生（本学専任講師）にお世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

◇ 研究所員一覧

学内研究員：

呉尚浩、澤邊みさ子、武田真理子、竹原幸太、遠山茂樹（副所長）、水田健輔、和田明子（所長）

学外研究員：

石原俊彦（関西学院大学）、岡田良徳（大東文化大学）、大澤銀作（大正大学）、小松隆二（元ニュージーランド研究所長）、近藤真（岐阜大学）、斉藤達雄（元ニュージーランド研究所長）、佐島直子（専修大学）、高橋康昌（群馬大学名誉教授）、内藤暁子（武蔵大学）、西村万里子（明治学院大学）、畑戸輝夫（旭中央病院附属看護専門学校）、原田壽子（立正大学名誉教授）、原田真見（北海道大学）、一言哲也（常葉学園短期大学）、丸茂雄一（政策研究大学院大学）、宮崎智世（ニュージーランド大使館）、宮本忠（前ニュージーランド研究所長）、宮本由紀子（三重オーストラリア・ニュージーランド協会理事）、山岡道男（早稲田大学）

院生研究員：

佐藤丈晴（本学大学院修士課程2年）

ニュージーランド・ノート 第15号

2013年3月29日発行

発行所 東北公益文科大学 公益総合研究センター ニュージーランド研究所
〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町14番1号 電話 0235-29-0555
